

【計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度】

真岡市 地域福祉計画・地域福祉活動計画 (第2期)

思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり



平成 29 年 3 月

真岡市・真岡市社会福祉協議会

はじめに



近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、生活習慣や価値観の多様化等により、かつてのような家庭や地域における「つながり」が希薄化しており、地域の相互扶助機能の弱体化が課題となっています。このような中、地域住民が抱える様々な問題は、自分自身や家族だけでは解決することが難しいものも多く、行政の公的サービスによる支援に加え、地域の中で、市民がともに助け合い、支え合う重要性が増しています。

本市においては、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする「真岡市地域福祉計画」を策定し、「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を基本理念として、市民一人一人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、市民の皆様とともに、各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、福祉に対するニーズはますます複雑化・多様化しており、生活困窮世帯への支援や災害時の避難支援等、新たな社会問題も顕在化してきています。このような社会情勢を踏まえ、地域福祉のより一層の推進を図るため、これまでの基本理念を継承した「真岡市地域福祉計画（第2期）」を策定いたしました。

本計画に基づき、今後とも、優しさと思いやりのある地域福祉の実現に努めてまいりますので、市民、地域並びに関係団体の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、市民アンケート調査にご協力いただいた皆様や、貴重なご意見をいただいた真岡市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめとする各種団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

真岡市長 井田 隆一



真岡市社会福祉協議会では、平成 24 年に地域福祉の推進に向けた具体的な行動計画として「真岡市地域福祉活動計画(第 1 期)」を策定し、その実現に向けて様々な事業に取り組んでまいりました。しかしながら、この 5 年の間にも社会福祉を取り巻く環境は刻々と変化し、計画もそれに合わせた対応が求められてきております。

第 1 期計画の改定にあたり、社会福祉協議会では、真岡市と合同で設置した「真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」と社会福祉協議会が独自に設置した「真岡市地域福祉活動計画作業委員会」において、第 1 期計画の評価を実施し、その結果と市民アンケート調査により把握した市民の意向やニーズを反映させ、「真岡市地域福祉活動計画(第 2 期)」を策定してまいりました。

第 2 期計画では、第 1 期計画の基本理念である「思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり」を継承し、これまでの福祉意識向上のための取組や市民の地域福祉活動に対する支援はもとより、生活困窮者等に対する経済的支援等の自立に向けた総合的な取組を加え、個別支援の更なる充実も図っているところです。地域福祉を推進する中核的な組織として、役職員が一丸となって計画を推進してまいりますので、皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり実施したアンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご提案をいただきました地域福祉活動計画策定委員、地域福祉活動計画作業委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 真岡市社会福祉協議会 会長 伊藤 芳夫

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	2
2 計画策定の背景.....	4
3 計画の位置付け.....	7
4 計画の期間.....	8
5 圏域の考え方.....	9
第2章 真岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	10
1 統計データからみる真岡市の現状.....	10
2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状.....	14
3 関係団体等の現状.....	25
4 第1期計画の取組評価.....	28
5 計画策定に向けた現状と課題のまとめ.....	32
第3章 目指すべき地域福祉の姿.....	35
1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	36
3 計画の体系.....	37
第2部 地域福祉計画	39
【基本目標1】共に助け合い、支え合うまち.....	40
【基本目標2】充実した福祉サービスのあるまち.....	45
【基本目標3】安全で安心して暮らし続けられるまち.....	51
第3部 地域福祉活動計画	57
【基本目標1】共に助け合い、支え合うまち.....	58
【基本目標2】充実した福祉サービスのあるまち.....	62
【基本目標3】安全で安心して暮らし続けられるまち.....	67
第4部 計画の推進	71
1 計画の推進及び連携体制.....	72
2 計画の周知.....	73
3 計画の点検・評価機関の組織化と進行管理.....	73
資料編	74
1 策定の経緯.....	74
2 各種委員会設置要綱等.....	76

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

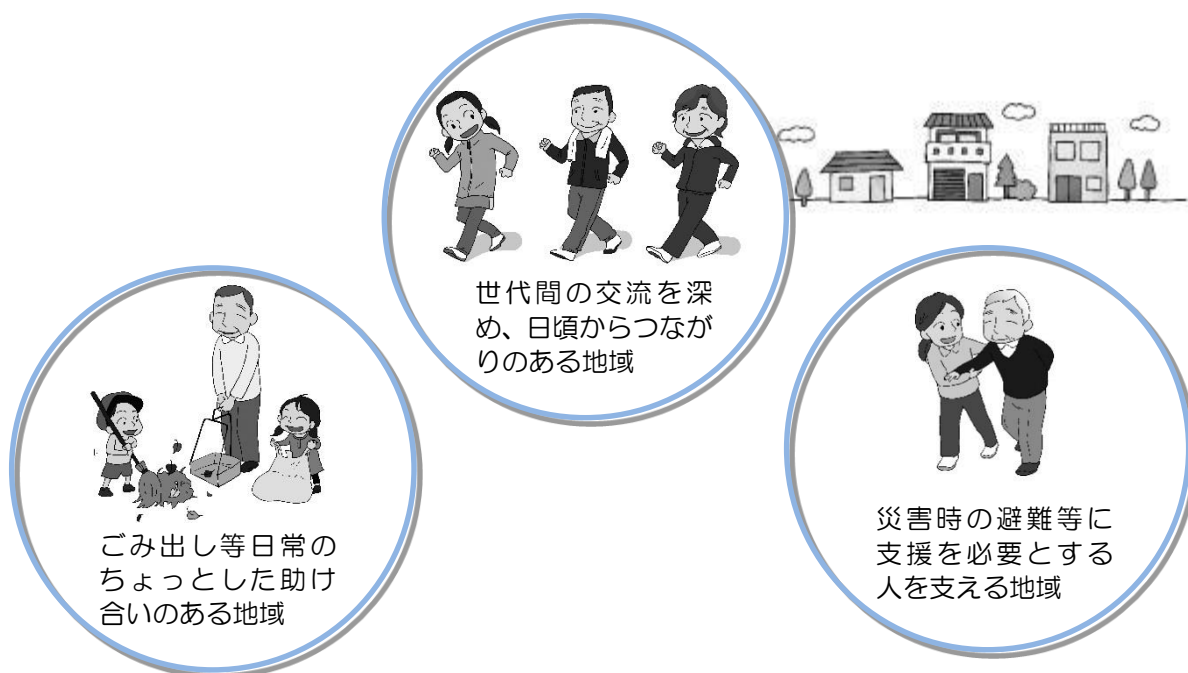
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 地域福祉の考え方

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人一人の福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、市民同士が互いに助け合い、支え合う様々な活動を地域で展開することが必要となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会※、行政等が、支え合いの取組について協力し、お互いの不足を補い合いながら、地域全体で福祉を推進していくことが『地域福祉』となります。

【地域福祉の取組イメージ】



※社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきた、民間の福祉団体です。平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、市町村社会福祉協議会においては、地域住民とともに住み良い「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的として、同法109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

(2) 「自助、互助、共助、公助」の考え方


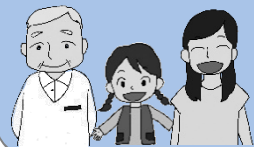

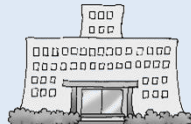
地域福祉を推進するためには、市民、自治会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、

- ①自分や家族でできることは自分で行うという「自助」
- ②隣近所や自治会等、近隣地域の中で協力し合うという「互助」
- ③支え合いの取組を関連機関等が連携して行うという「共助」
- ④行政が公的サービス等を行うという「公助」

の4つを組み合わせた視点が重要となります。

【自助、互助、共助、公助のイメージ】

じじょ 自助 	ごじょ 互助 	きょうじょ 共助 	こうじょ 公助 
市民 (自分・家族)	近隣地域 (隣近所、自治会等)	関連機関等 (社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の各種団体)	行政 (市、警察、消防、県等の行政機関)
自分でできることを、 自分や家族で行う	支え合いの取組を 近隣地域で協力して行う	支え合いの取組を関連 機関等が連携して行う	公的サービス等を 行政が行う

なお、平成 20 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として開催された地域包括ケア研究会による「地域包括ケアシステム研究会報告書」では「互助」を自治会等の住民組織やボランティア団体等による活動、「共助」を社会保障等の制度化された相互扶助としています。

2 計画策定の背景

(1) 社会情勢

わが国では近年、人口減少や少子高齢化、世帯の核家族化・単身化、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、高齢者や障がい者等の生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。

このような状況の中で、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、地域における助け合い・支え合いの重要性が再認識されるようになってきました。

しかし、地域における様々な課題は、行政等によるサービスだけではきめ細かに対応していくことは難しく、市民、地域の団体・機関、行政等のネットワーク化を図り、地域社会全体で、お互いに協力し合いながら課題解決に向けて取り組むことが必要とされています。

【主な社会潮流】

1) 地域の絆の重要性の再認識

平成 23 年に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、日頃から地域のつながりが深いところでは二次的な被害が少ないという報告や、仮設住宅等での孤立化の防止、コミュニティの再生支援のために「絆」や「つながり」を持ち続けることが重要であるということ等が浮かび上がり、隣近所との絆の重要性が再認識されました。

2) 地域包括ケアシステムの推進

平成 23 年の介護保険法等改正以降、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制を構築することを目指す「地域包括ケアシステム」が推進されています。

諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行する中、国において、「地域包括ケアシステムは高齢者に限定されるものではなく、障がい者や子どもを含め、地域のすべての住民にとっての仕組みである」という旨が示されています。

3) 生活困窮者自立支援の必要性

近年の厳しい社会経済情勢の影響を受けて、失業等により生活保護に至る世帯が増加するとともに、非正規雇用の労働者や年収 200 万円以下の給与所得者等、生活に困窮するリスクの高い層も増加している状況です。

今後は、これらの生活保護受給に至る前の段階で、生活困窮者の就労・自立の促進を図ることが課題となっています。

(2) 国・県の動向

これまでの国の動きとしては、平成 12 年の社会福祉法の施行により地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられて以降、災害時要援護者支援のあり方を地域福祉計画に盛り込むことや、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いの仕組みづくりが重要であるということが示されてきました。

また、地域の中でのつながりがなく孤立死に至る等の痛ましい事件が起きてきたことから、平成 24 年には「地域において支援を必要とする者の把握や適切な支援について」の厚生労働省通知が出されました。

さらに、平成 25 年の厚生労働省「社会保障審議会（生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会）報告書」には、生活困窮者は地域から孤立していることが多いため、生活保護に至る前段階の自立支援や地域とのつながりを持てるような働きかけが一層必要となる旨が示され、平成 27 年に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

栃木県においては、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、平成 28 年度に「栃木県地域福祉支援計画（第 3 期）（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定し“ノーマライゼーション※¹社会の実現”と“ソーシャル・インクルージョン※²の推進（住民一人ひとりが住みよいまちづくり）”を計画に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。

※1 ノーマライゼーションとは・・・

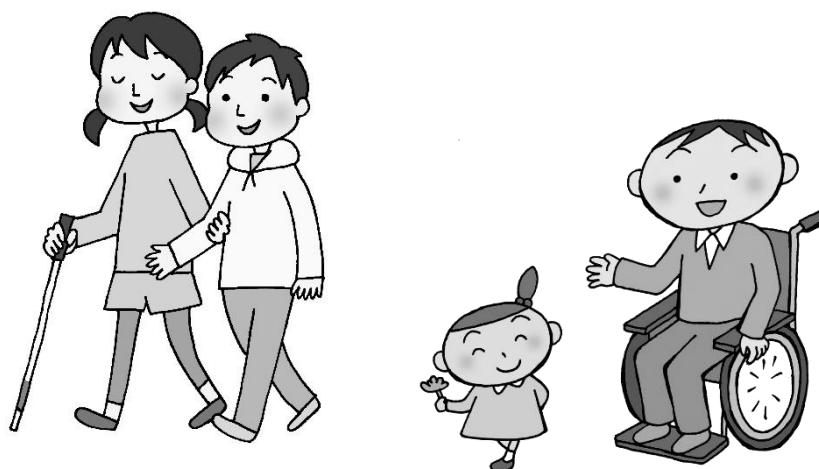
「障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルである」という考え方です。現在では、障害者福祉だけの理念にとどまらず、社会福祉全般の基本的理念ともなっています。

※2 ソーシャル・インクルージョンとは・・・

「社会的包摂」と訳され、貧困者や失業者、障がい者、外国人等を地域社会から排除するのではなく、すべての人たちがコミュニティの中で支え合い、助け合いながら生活していこうとする考え方です。

【主な国の動き】

	国の動き
平成 12 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法の施行 ・ 介護保険法の施行 ・ 児童虐待の防止等に関する法律の施行
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行 ・ 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ・ 社会保障・税の一体改革大綱決定
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・ 健康日本 21（第2次）計画策定 ・ 社会保障制度改革国民会議報告書 ・ 災害対策基本法の改正（被災者支援の充実ほか）
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」 ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・ 介護保険法の改正（地域支援事業の充実ほか）
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援法の施行
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行



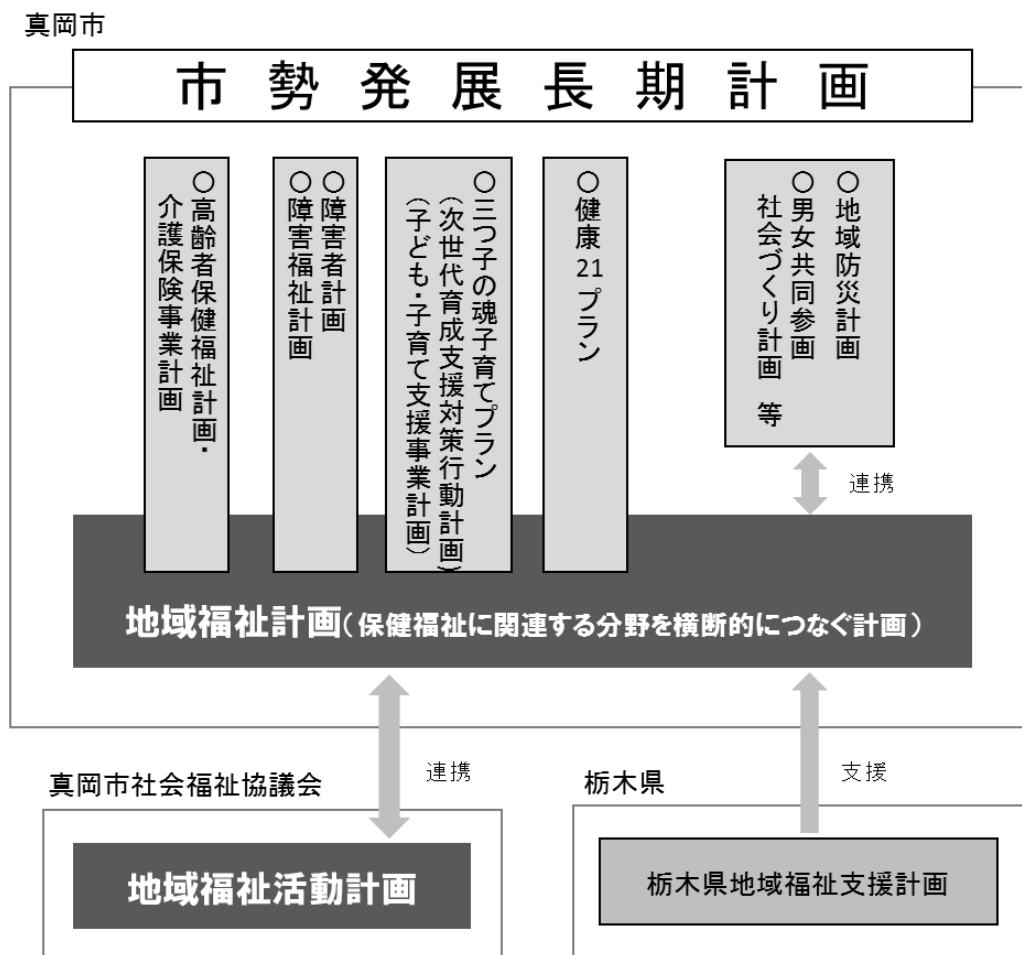
3 計画の位置付け

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となって、地域の社会福祉関係者及び保健・医療・教育等の関係機関、福祉サービス事業者等、住民が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定する実践的な活動・行動計画です。

本計画においては、市政運営の基本方針である「市勢発展長期計画」を基盤とし、福祉に関連する高齢者、障がい者、児童、健康増進等の各個別計画との整合性や連携を図りながら、地域福祉の充実を図ることを目的としています。

【本計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画は、平成 29 年度から平成 33 年度までの5か年を計画期間とします。

国や栃木県、本市の市勢発展長期計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

【各計画の期間】

主な計画名	平成 29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
市勢発展長期計画	第 11 次(H27~H31)				
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期計画(H29~H33)				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第6期(H27~H29)			
障害者計画	第2期(H27~H32)				
障害福祉計画		第4期(H27~H29)			
三つ子の魂子育てプラン (次世代育成支援対策行動計画) (子ども・子育て支援事業計画)	(H27~H31)				
健康21プラン	第2期(H29~H35)				
地域防災計画 (平成 27 年3月改訂)					
男女共同参画 社会づくり計画	第3次(H29~H33)				

5 圏域の考え方

本計画においては、第1期計画の考え方を継続させ、大・中・小の3層に分けた福祉圏域を設定します。これは市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備することで、市民がより身近で住み慣れた地域での活動を行い、効果的な地域福祉活動を展開することができるという考え方です。

【圏域の考え方】



なお、平成27年6月厚生労働省通知「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについて」では「大圏域」を第1層、「中圏域」を第2層、「小圏域」を第3層としています。

第2章 真岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題

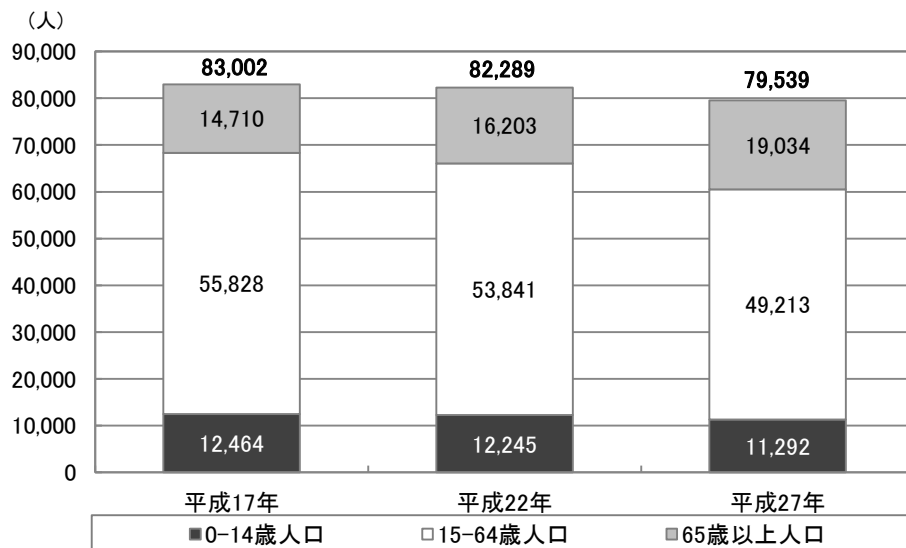
1 統計データからみる真岡市の現状

(1) 人口等の状況について

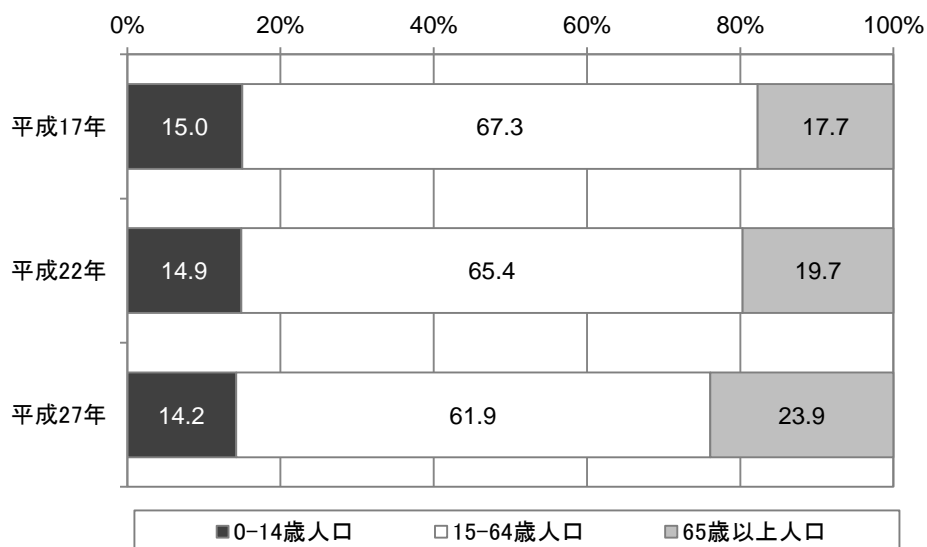
① 総人口と年齢3区分別人口の推移

国勢調査による本市の総人口は、減少傾向がみられ、平成27年には79,539人となっています。年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口（老年人口）の増加とともに、0-14歳人口（年少人口）と15-64歳人口（生産年齢人口）の減少がみられ、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

【総人口と年齢3区分別人口】



【年齢3区分別人口構成比】



資料: 国勢調査

②地区別人口と高齢化率

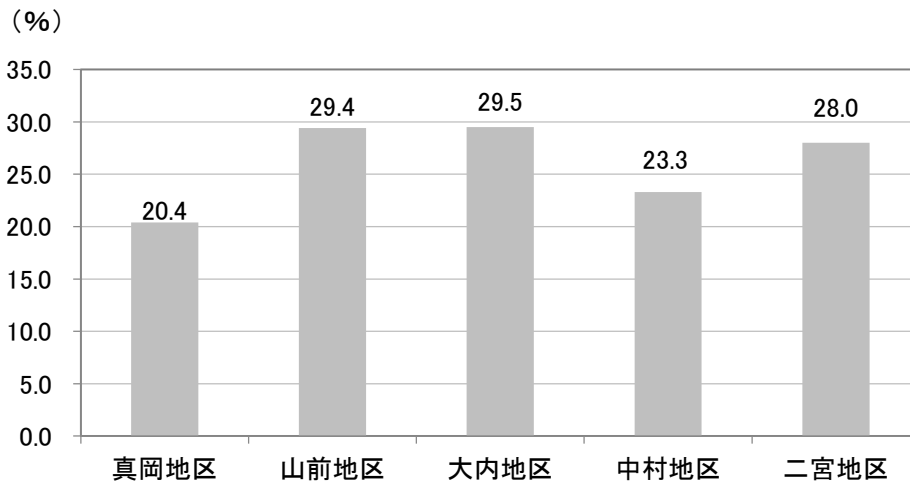
平成 27 年の地区別高齢化率をみると、大内地区（29.5%）、山前地区（29.4%）、二宮地区（28.0%）と3地区の数値が高くなっています。

【地区別人口及び高齢化率】

地区名	真岡地区	山前地区	大内地区	中村地区	二宮地区
人口(人)	37,491	8,028	6,555	12,365	15,100
高齢者人口(人)	7,635	2,358	1,934	2,882	4,225
高齢化率(%)	20.4%	29.4%	29.5%	23.3%	28.0%

資料：国勢調査(平成 27 年 10 月 1 日時点)

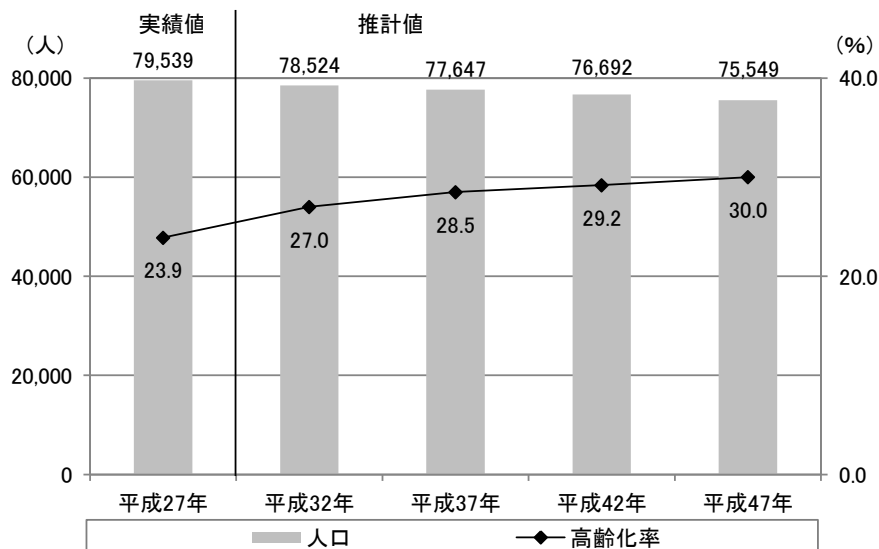
【地区別高齢化率】



③今後の人口及び高齢化率の推計

本市の人口ビジョンによると、今後も人口は減少し、高齢化率が高まることが予測されており、平成 47（2035）年においては、人口が 75,549 人に減少し、高齢化率は 30%にまで達するとされています。

【人口及び高齢化率の実績値と推計値】



資料：国勢調査及び真岡市人口ビジョン

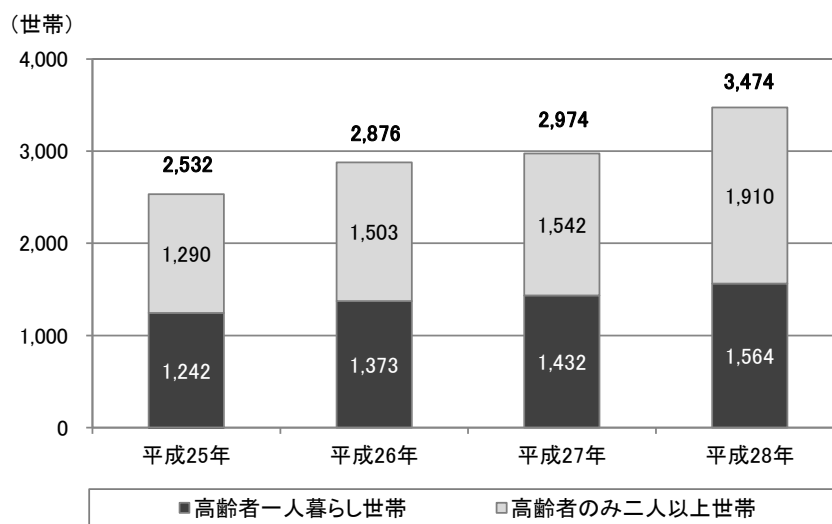
(2) 高齢者の状況

① 高齢者のみの世帯数の推移

高齢者のみの世帯数をみると、高齢者一人暮らし世帯と高齢者のみ二人以上世帯は共に増加しており、平成28年では、高齢者一人暮らし世帯が1,564世帯、高齢者のみ二人以上世帯が1,910世帯で、高齢者のみの総世帯数は3,474世帯となっています。

特に、高齢者のみ二人以上世帯における平成27年から平成28年にかけての増加が顕著で、400世帯弱の増加となっています。

【高齢者のみの世帯数の推移】



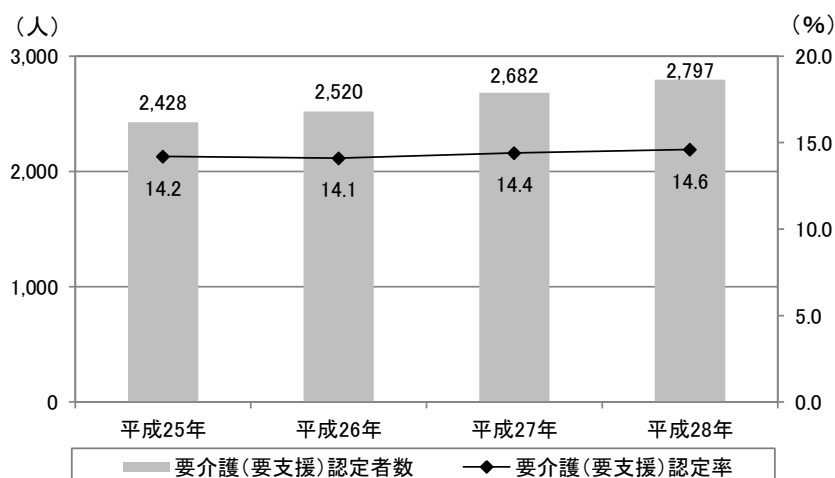
資料：民生委員高齢者実態調査(各年4月1日現在)

② 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数をみると、増加傾向がみられ、平成28年では2,797人となっています。

要介護（要支援）認定率は、おおむね横ばいとなっています。

【要介護（要支援）認定者数・認定率の推移】

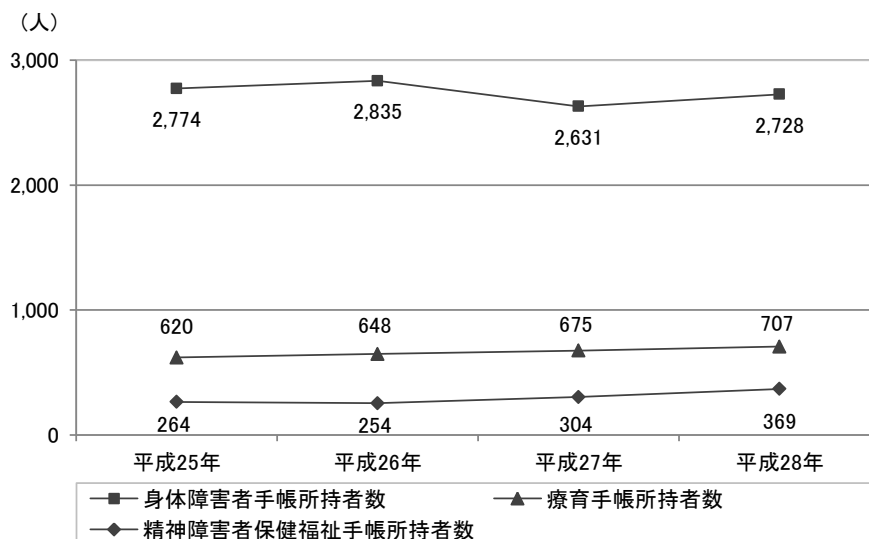


資料：介護保険事業状況報告(各年3月31日時点)

(3) 障がい者福祉関係の状況

障害者手帳種類別の所持者数をみると、平成28年では、身体障害者手帳所持者が2,728人、療育手帳所持者が707人、精神障害者保健福祉手帳所持者が369人となっており、平成25年から平成28年にかけて、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、共に増加しています。

【障害者手帳種類別所持者数の推移】

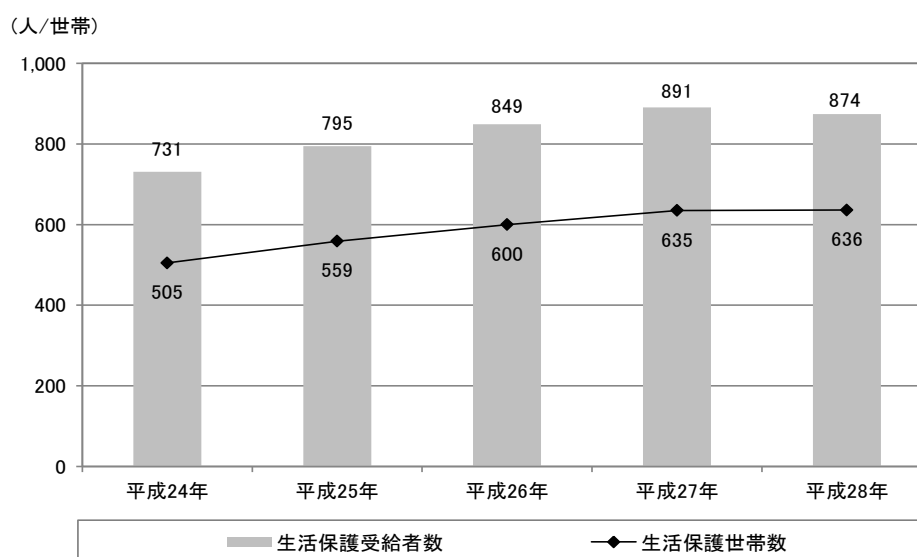


資料:とちぎリハビリテーションセンター(各年4月1日現在)

(4) 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、平成28年では、生活保護受給者数が874人、生活保護受給世帯は636世帯となっており、いずれも平成24年から平成27年にかけては増加していますが、平成27年から平成28年にかけては横ばいとなっています。

【生活保護受給者数・世帯数の推移】



資料:生活保護月報(各年4月1日現在)

2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する市民の意識や意向等を把握する「市民アンケート調査」を実施しました。

調査地域	真岡市全域
調査対象者	18歳以上の市内在住の方（無作為抽出）
調査期間	平成28年6月20日～7月4日
調査方法	郵送による発送、回収
回収結果	配布数：3,000件 有効回収数：1,302件 回収率：43.4%

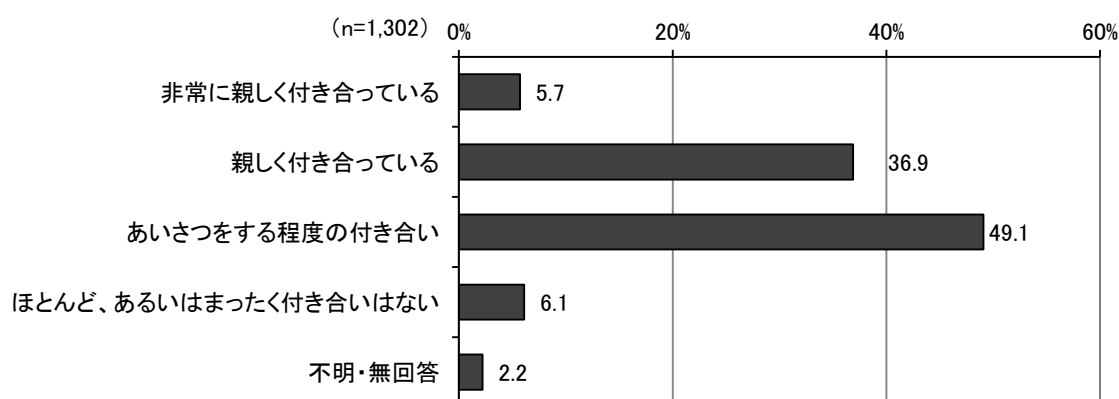
(2) 調査結果のポイント

① 近所付き合い等について

近所付き合いの希薄化がみられる中、仕事や家事・介護・育児などに忙しく、自治会等の活動への参加ができていない状況がうかがえます。

- 近所の人との付き合い状況をみると、「あいさつをする程度の付き合い」が49.1%で最も多く、年代別では50歳代以下がそれぞれ5割以上となっています。

【近所の人との付き合い状況（単数回答）】

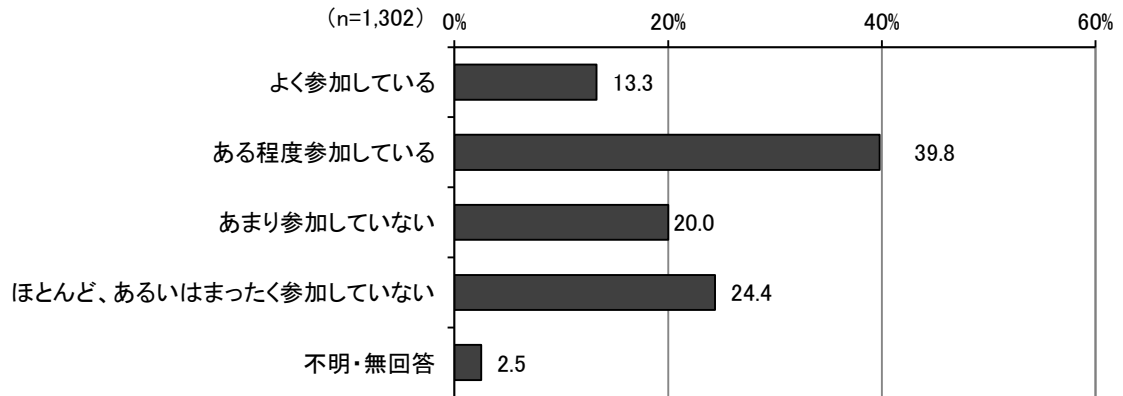


【近所の人との付き合い状況／「あいさつをする程度の付き合い」年齢別回答率（単数回答）】

	18・19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70歳以上
n	14	91	166	157	205	141	200	312
回答率 (%)	50.0	64.8	56.6	60.5	59.0	46.8	43.5	34.0

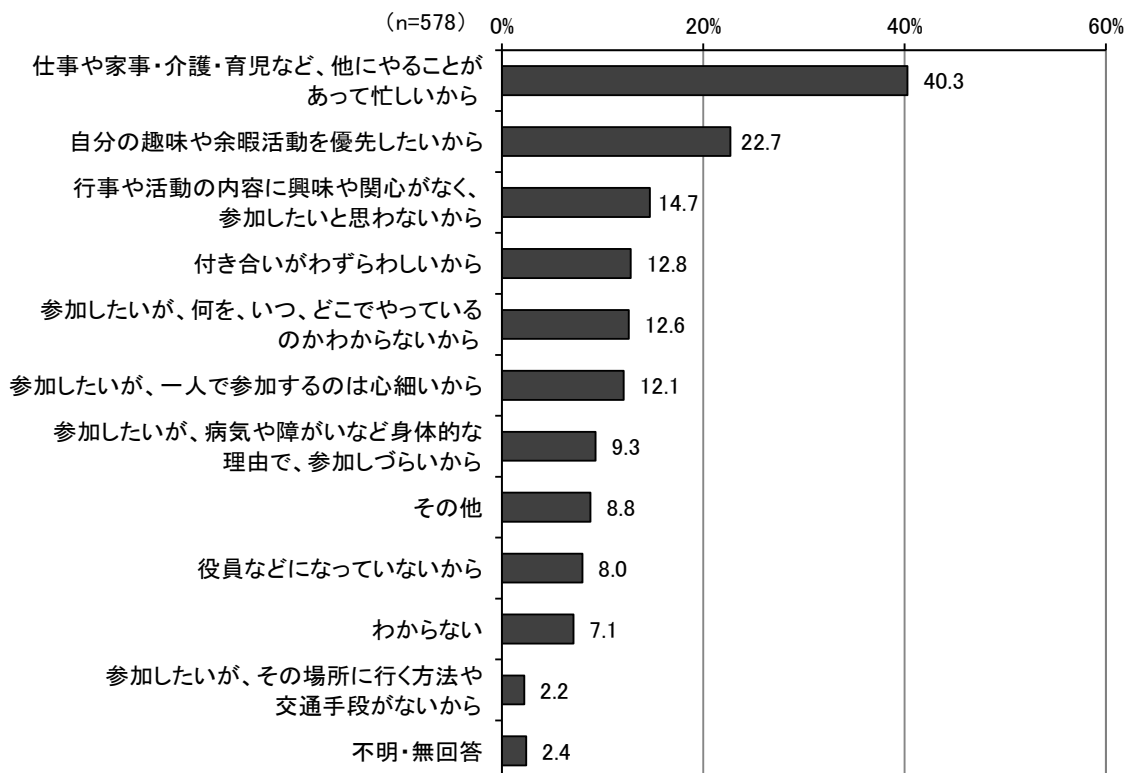
- 区・町会等の活動参加状況をみると、「よく参加している」が13.3%、「ある程度参加している」が39.8%で、この二つの合計は53.1%となっています。一方で、「あまり参加していない」の20.0%と「ほとんど、あるいはまったく参加していない」の24.4%の合計は44.4%となっています。

【区・町会等の活動参加状況(単数回答)】



- 区・町会等の活動への不参加理由をみると、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあつて忙しいから」と「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が上位となっています。

【区・町会等の活動への不参加理由(複数回答)】

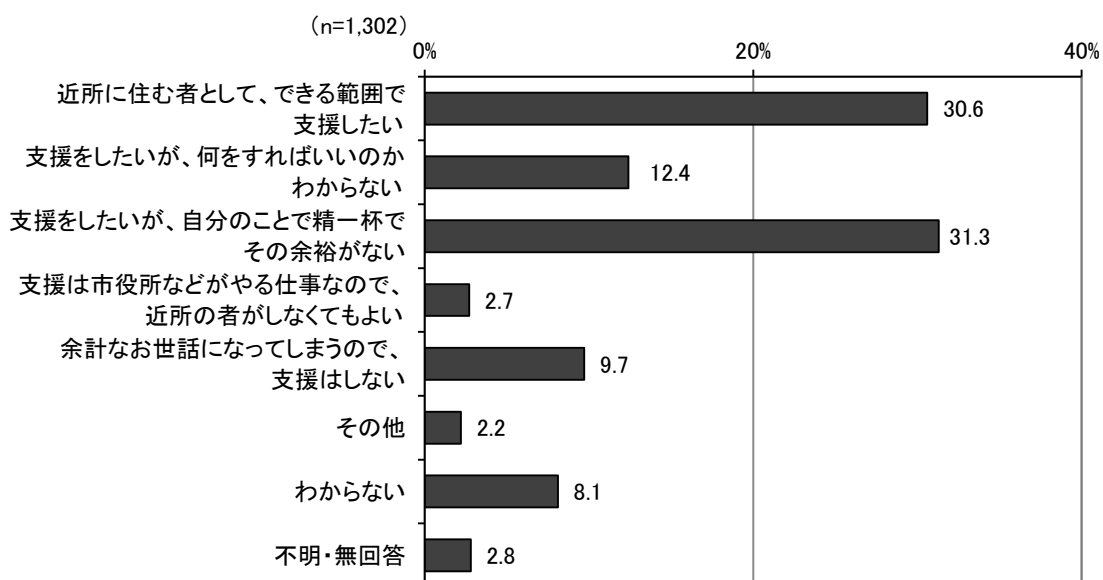


②隣近所への支援意識について

隣近所で支援を必要としている人に対して、支援をしたいと思う市民の割合は多く、市民の支援意識の高さがうかがえます。

- 隣近所への支援意識をみると、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」(30.6%)と「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」(12.4%)、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」(31.3%)を加えると、支援したい市民は74.3%となっています。

【隣近所への支援意識(単数回答)】

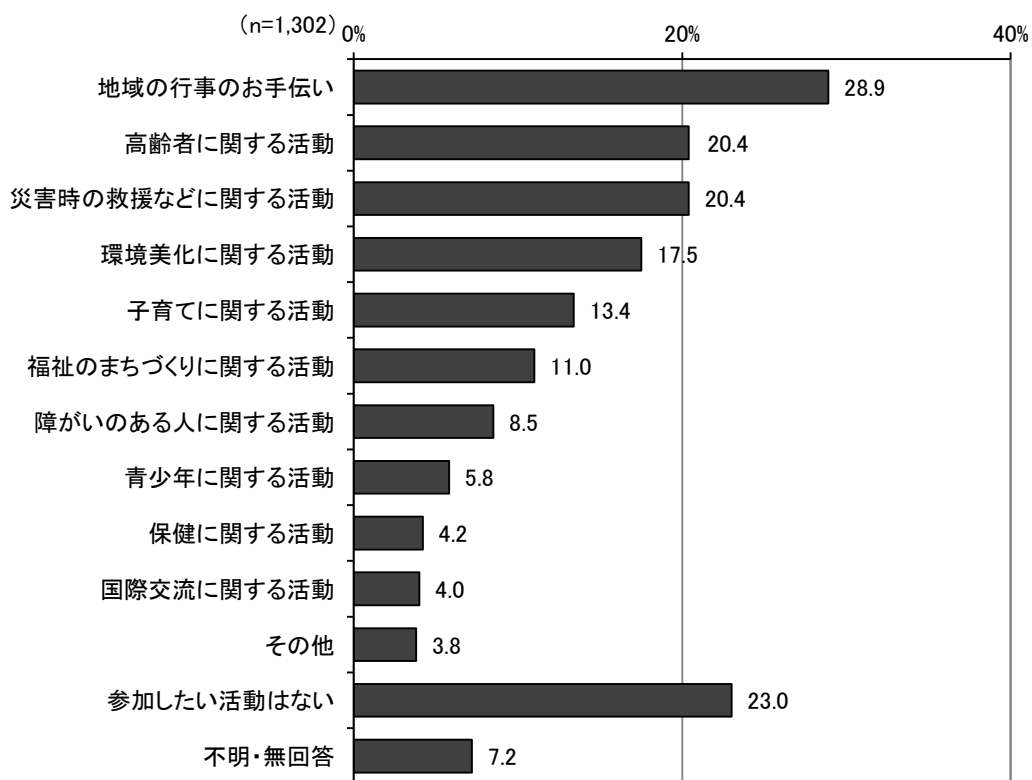


③ ボランティア活動等の今後の参加意向・条件について

ボランティア活動等の今後の参加意向や参加条件の市民ニーズをとらえ、ボランティア参加のきっかけづくりや情報提供につなげていくことの重要性がうかがえます。

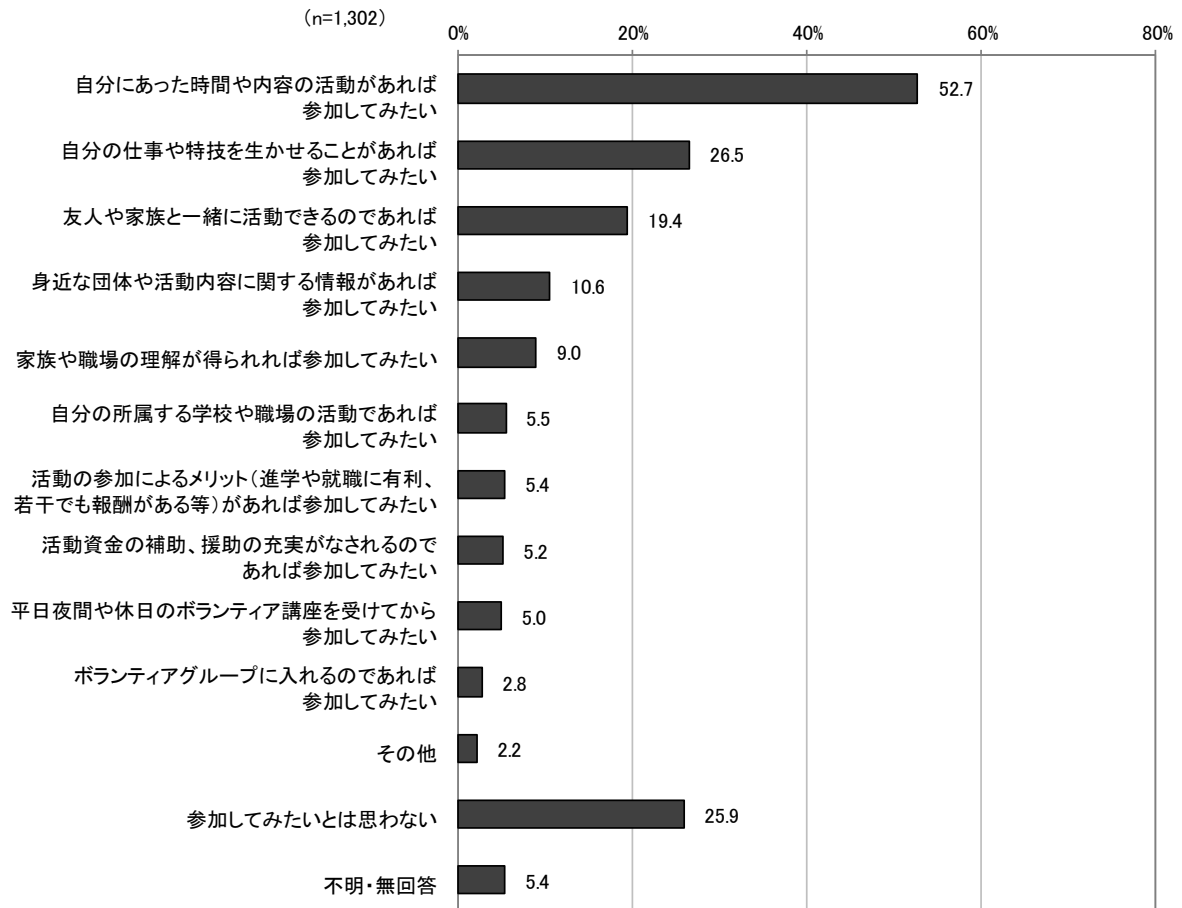
- ボランティア活動等の今後の参加したい活動を見ると、「地域の行事のお手伝い」、「高齢者に関する活動」、「災害時の救援などに関する活動」が上位となっています。一方で、「参加したい活動はない」が23.0%となっています。

【ボランティア活動等の今後の参加したい活動(複数回答)】



- ボランティア活動等の参加条件をみると、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」、「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が上位となっている一方で、「参加してみたいとは思わない」が25.9%となっています。

【ボランティア活動等の参加条件(複数回答)】

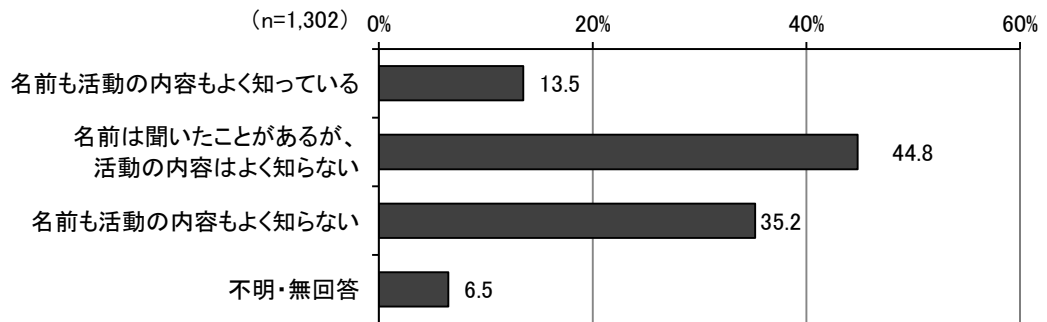


④社会福祉協議会等の認知状況について

地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の認知度は低く、更なる周知が必要であると考えられます。

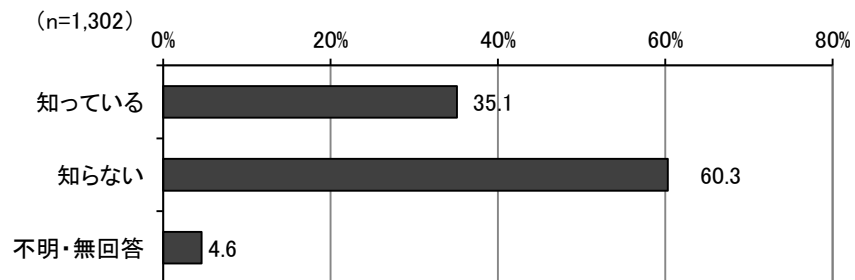
- 社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が44.8%、「名前も活動の内容もよく知らない」が35.2%となっています。

【社会福祉協議会の認知状況(単数回答)】



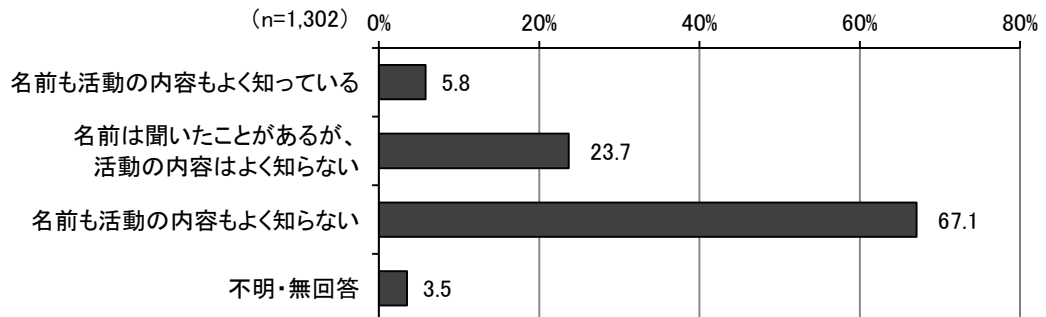
- 地区民生委員・児童委員の認知状況をみると、「知らない」が60.3%となっています。

【地区民生委員・児童委員の認知状況(単数回答)】



- 地域福祉推進員の認知状況をみると、「名前も活動の内容もよく知らない」が67.1%となっています。

【地域福祉推進員の認知状況(単数回答)】

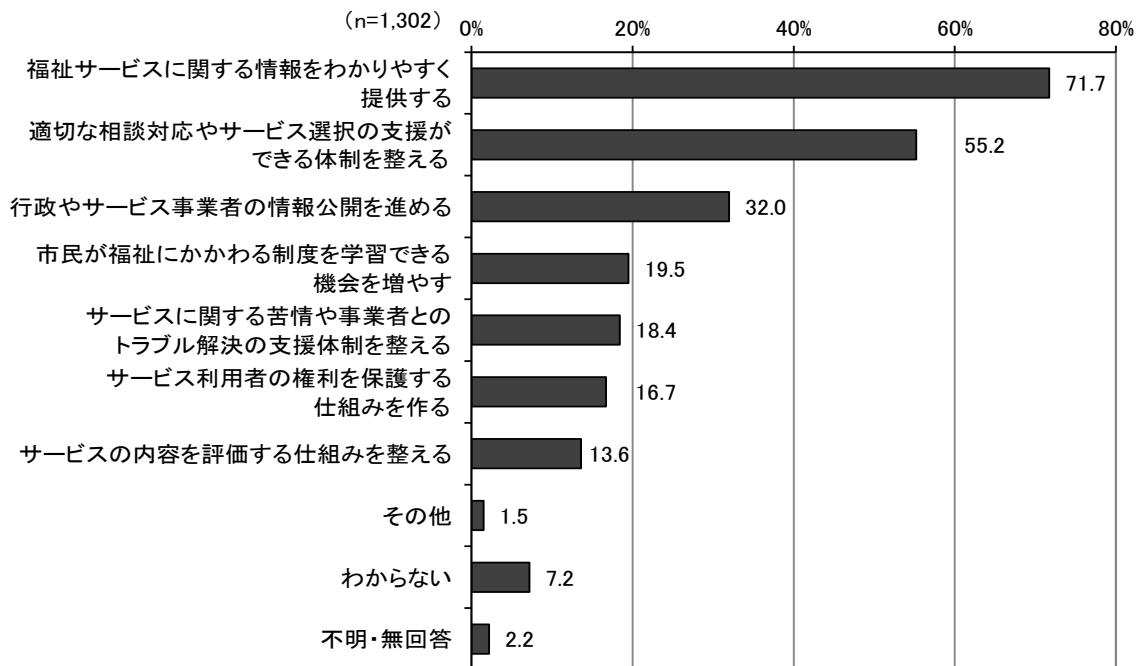


⑤利用者が福祉サービスを安心して利用するための取組について

市においては、福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供が求められています。

- 利用者が福祉サービスを安心して利用するために取り組むべきことをみると、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」が71.7%で、最も多くなっています。

【利用者が福祉サービスを安心して利用するために取り組むべきこと(複数回答)】



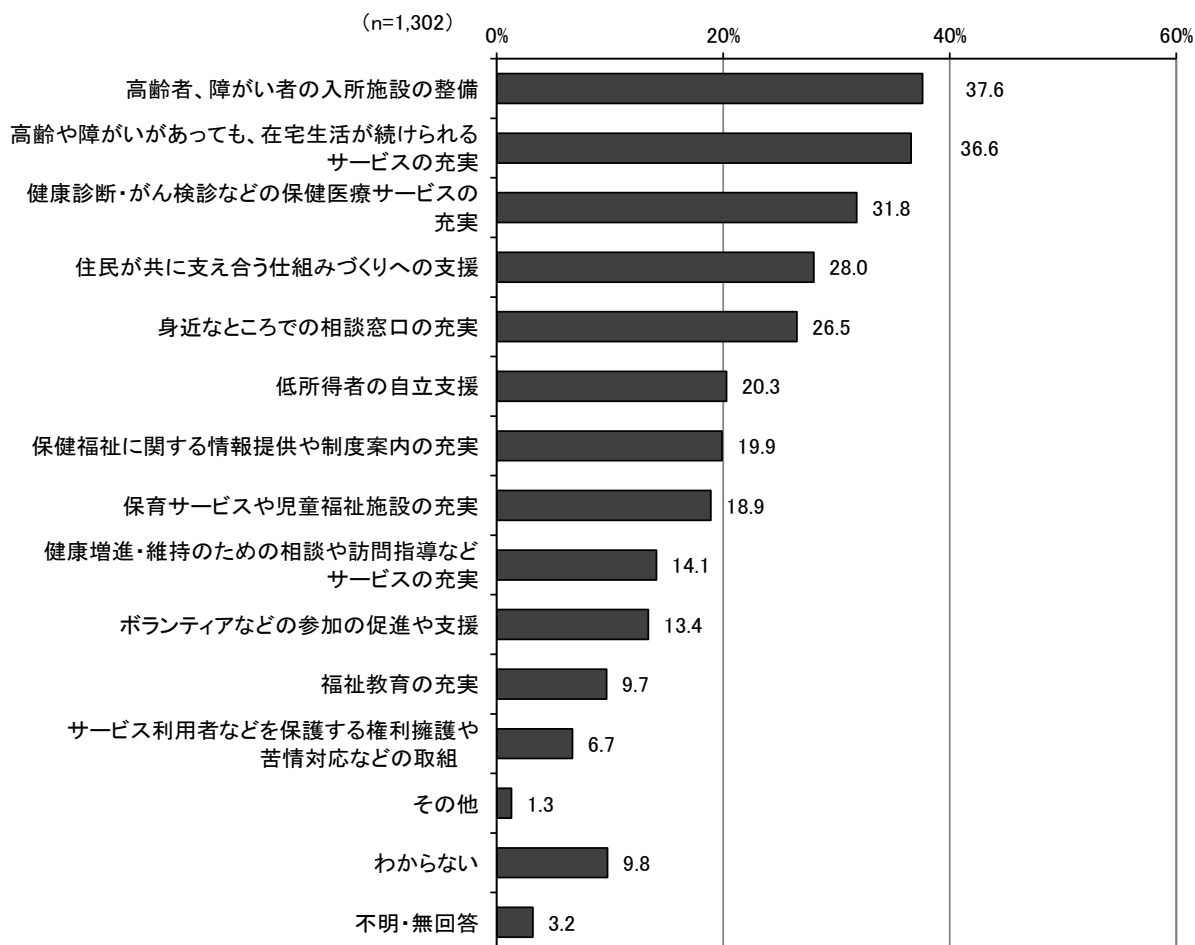
⑥市や社会福祉協議会が今後取り組むべき施策について

市の取組としては、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」等の市民の多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスの充実が求められています。

社会福祉協議会の取組としては、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「在宅福祉サービスの充実」等が求められています。

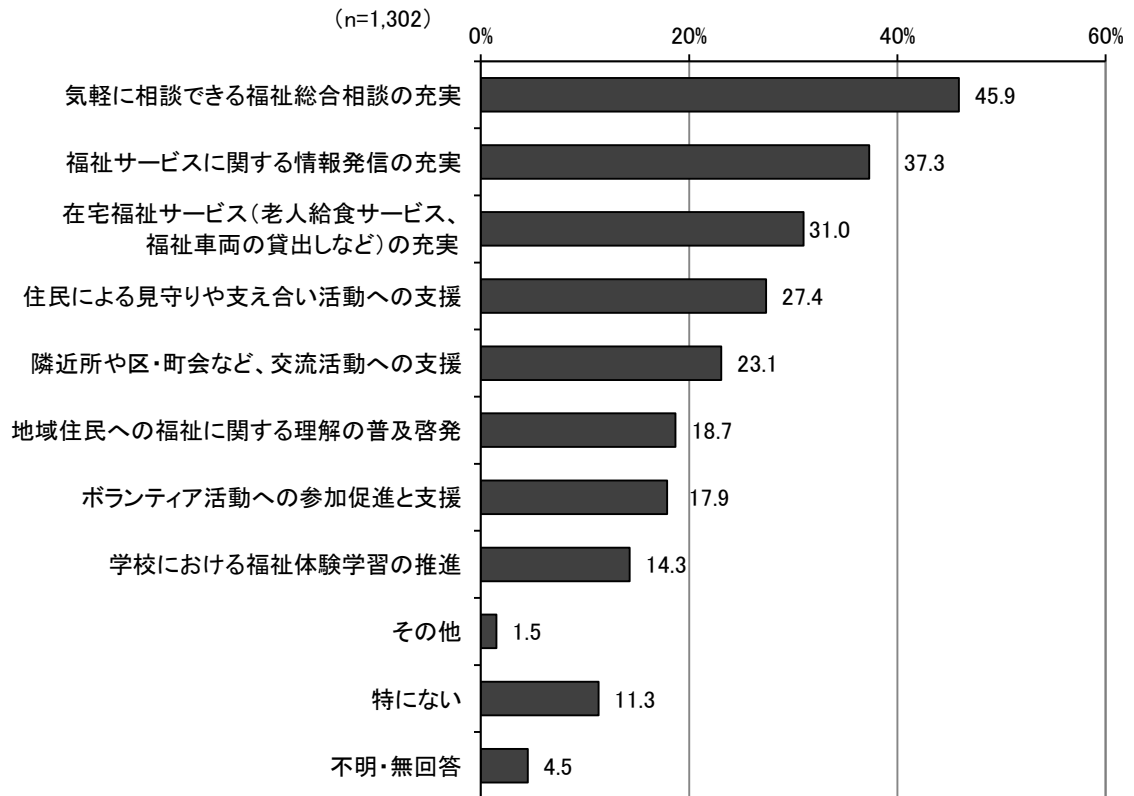
- 今後の市が取り組むべき施策をみると、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」、「身近なところでの相談窓口の充実」等が上位となっています。

【今後の市が取り組むべき施策（複数回答）】



- 社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」とともに、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「在宅福祉サービス（老人給食サービス、福祉車両の貸出しなど）の充実」等が上位となっています。

【社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援（複数回答）】

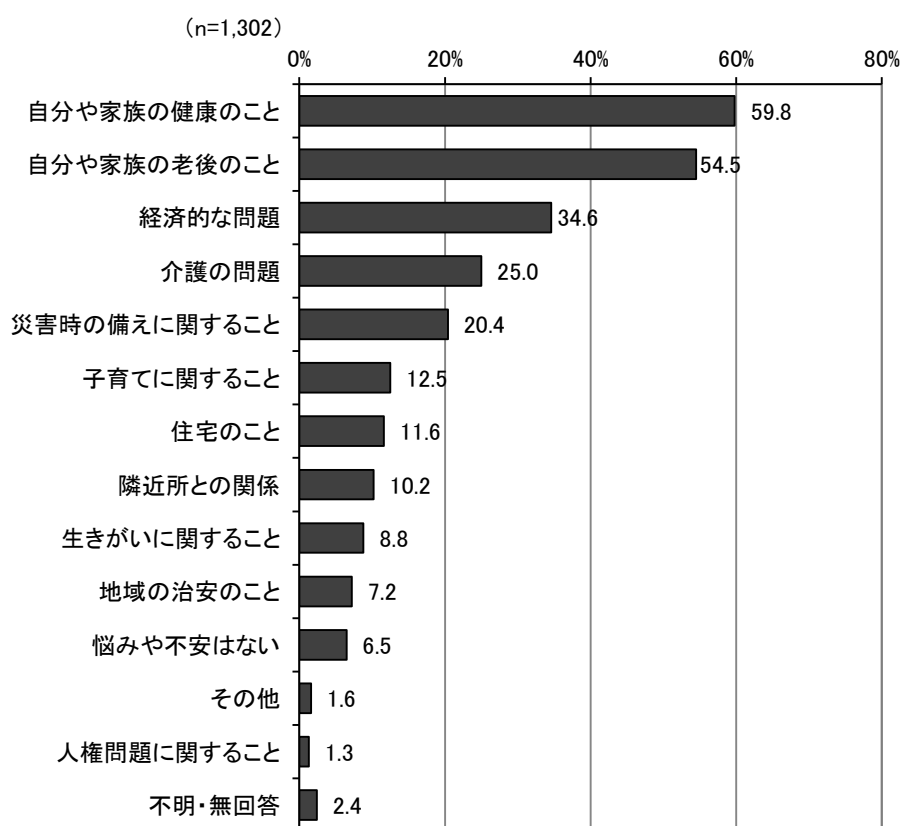


⑦日々の生活における悩みや不安について

「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」に不安を感じる市民は多く、健康づくりや生きがいにつながる施策の充実が必要であることがうかがえます。

- 日々の生活における悩みや不安をみると、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」が上位となっています。

【日々の生活における悩みや不安(複数回答)】



⑧災害時の備えについて

災害に関する意識が高まる一方で、防災訓練の参加率は低いことが見受けられます。また、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の支援計画が必要であると考えられています。

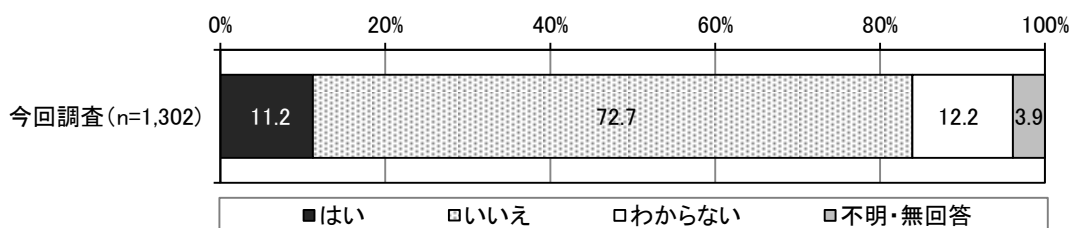
- 日々の生活における悩みや不安での「災害時の備えに関すること」をみると、前回調査と比べ、8.4ポイント多くなっています。

【日々の生活における悩みや心配ごとでの「災害時の備えに関すること」(複数回答)】

前回調査(n=1,302)	今回調査(n=2,082)
12.0%	20.4%

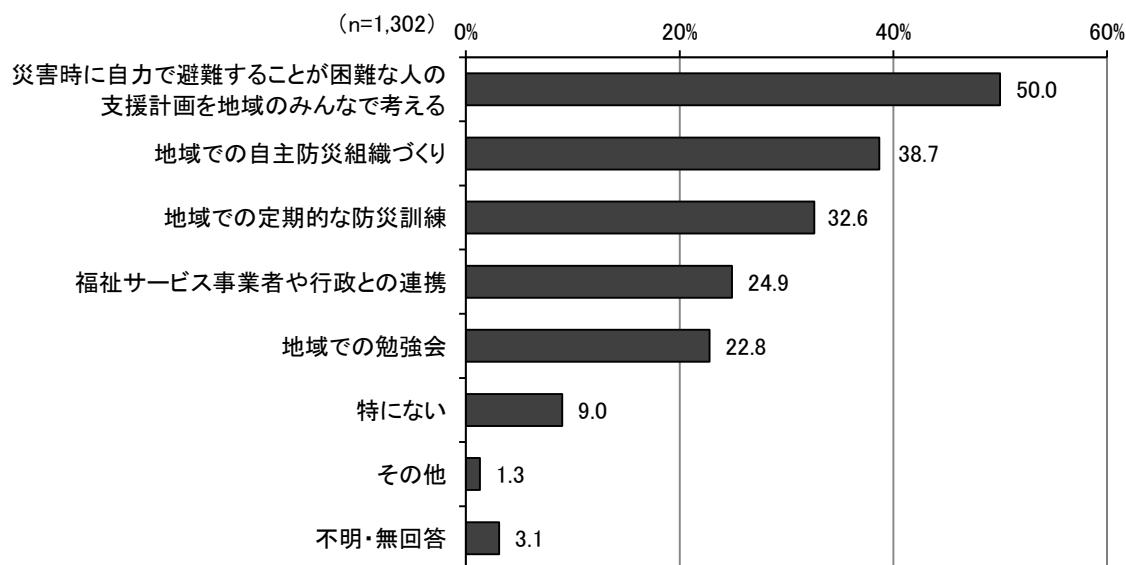
- 防災訓練の参加状況をみると、「はい」が11.2%、「いいえ」が72.7%となっています。

【防災訓練の参加状況(単数回答)】



- 災害時に住民同士が協力し合えるために必要なことをみると、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」、「地域での自主防災組織づくり」、「地域での定期的な防災訓練」が上位となっています。

【災害時に住民同士が協力し合えるために必要なこと(複数回答/あてはまるもの3つまで)】



3 関係団体等の現状

(1) 民生委員児童委員協議会

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けた人です。社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする人々に対し、生活や福祉全般に関する支援を行っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な支援を行っています。

民生委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

本市には真岡東部地区民生委員児童委員協議会、真岡西部地区民生委員児童委員協議会、山前地区民生委員児童委員協議会、大内地区民生委員児童委員協議会、中村地区民生委員児童委員協議会、二宮地区民生委員児童委員協議会の6つの地区民生委員児童委員協議会があり、151名の民生委員・児童委員がいます。

地区民生委員児童委員協議会数		6 組織
民生委員・児童委員数		151 名
内訳	区域担当民生委員・児童委員数	139 名
	主任児童委員数	12 名

【区域担当民生委員・児童委員の活動】

- 住民の生活状態を把握
- 福祉サービスを利用する人への支援
- 社会福祉を目的とする事業を営むものや福祉活動を行うものとの連携とその活動の支援
- 生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- 児童の健全育成のための地域活動
- 児童虐待への取組
- 関係機関への意見具申
- 保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

(2) 自治会

自治会は、一定の地域に住む人たちが、自主的に組織し運営している市民の組織です。市には、現在 134 区の自治会があり、地域の誰もが生きがいをもって安心して暮らせる社会を築くため、防災・防犯・交通等の安全安心を守る活動、生活環境を守る活動、身近な福祉を育てる活動等に取り組んでいます。

一方で、自治会の加入率の推移をみると年々低下しており、自治会未加入者の加入促進が求められています。

【自治会加入率の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自治会 加入率 (%)	81.9	78.2	77.9	77.3	76.6

※各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳上の世帯数に対する、各自治会に加入している世帯の合計数の割合

(3) 地域公民館

地域公民館は、自治会等で自主的に設置され、市内で 167 館あります。地域公民館では、「公民館まつり」をはじめ、花づくりを通じて地域住民同士のふれあいを持ち、地域の環境美化、地域づくりを推進する「花いっぱい運動」や率直な意見を出し合い、地域公民館の在り方や、青少年の健全育成等、諸問題について話し合う「地域座談会」、地域芸能の後世への伝承や地域の連帯感と郷土愛の心を育むことを目的として、地域に根ざした芸能を一堂に発表する「地域芸能発表会」等、地域の特性を生かした地域づくり事業を行っています。

(4) 子ども会育成会

子ども会とは子どもたちが自分で考え、主体的に活動することを目的とした組織です。本市では自治会単位で組織されることが多く、スポーツ大会やお楽しみ会、クリスマス会、清掃活動等を行っています。また、育成会は子ども会に所属する子どもたちの保護者で構成され、子ども会の活動を側面から支援するための組織であり、双方を合わせて子ども会育成会と称しています。

近年は、少子化の影響で会員数は減少していますが、市内には 130 単位の子どもの会育成会が活動しています。

(5) 老人クラブ

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の方で、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する人たちで組織する、地域を基盤とした自主組織であり、高齢者が生きがいと健康づくり、レクリエーション等に取り組む「生活を豊かにする楽しい運動」と、高齢者が持っている経験と知恵を生かして「地域を豊かにする社会運動」に取り組んでいます。

現在、市内には 80 の老人クラブがあり、各クラブの実情に応じ、ゲートボールや健康体操等の健康づくり、児童の見守りや防犯パトロール、公園の清掃等の社会奉仕活動、学習会や展示会等の教養文化活動を行っています。

(6) 市民活動団体（NPO、ボランティア）

市内には NPO 法人をはじめとする多くの市民活動団体が様々な分野で、地域に根付いた社会貢献活動を行っています。市では真岡市市民活動推進センター「コラボレもおか」を中心として、市民活動団体やボランティア等において既に活動している人たちや、これから活動しようとしている人たちに対して、交流の場の提供や相談、研修・講座の開催、情報発信等を行っています。

また、真岡市社会福祉協議会には地域福祉活動を目的とする市民活動団体で構成する真岡市ボランティア連絡協議会があり、行政や各福祉関係団体等が主催するイベントへの協力等を行っています。

現在、市内には福祉活動を行っている 253 の市民活動団体があります。

4 第1期計画の取組評価

市及び社会福祉協議会では、第1期計画に掲げた施策について、市での真岡市地域福祉計画庁内検討委員会と社会福祉協議会での真岡市地域福祉活動計画作業委員会とともに、双方で市民の代表者等で構成する真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会で評価を行い、特に次期計画に求められるものを以降にまとめました。

【第1期計画における基本目標及び施策】

基本目標	施策
【基本目標1】 共に助け合い、支え合えるまち	(1) 支え合いの仕組みづくり
	(2) 福祉意識の向上のための取組
	(3) 福祉活動を担う人材の育成
【基本目標2】 充実した福祉サービスのあるまち	(1) 地域福祉ネットワークの構築
	(2) 地域における福祉サービスの充実
	(3) 相談体制と情報提供の充実
	(4) 福祉サービスの質的向上
【基本目標3】 安全で安心して暮らし続けられるまち	(1) 暮らしやすい住環境の整備
	(2) 安心して暮らせる環境の整備
	(3) 市民一人一人の人権の尊重



基本目標 1 「共に助け合い、支え合えるまち」に係る評価

①市における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 支え合いの仕組みづくり	地域福祉づくり推進事業の高齢者等見守りネットワーク事業や支援が必要な高齢者、障がい者及び子育て中の親を地域で支援する地域共助活動推進事業を実施している区が少ないため、更なる周知による実施区数の拡大が求められています。また、様々な地域活動を行う自治会への加入率や老人クラブ数の減少がみられる中、今後も継続した活動ができるよう支援していくことが必要とされています。
(2) 福祉意識の向上のための取組	地域福祉を担う民生委員・児童委員の活動内容の更なる周知が求められています。また、福祉の心の醸成のため、高齢者や障がい者への理解を深める福祉教育等の更なる充実が必要とされています。
(3) 福祉活動を担う人材の育成	より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう広報紙等を通じ、様々なボランティア活動を紹介することで、ボランティアへの参加意欲の高揚を図ることが重要とされています。

②社会福祉協議会における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 支え合いの仕組みづくり	地域における老人クラブ未加入者への支援及び障がい者に対する取組が求められています。また、地区によって配置が困難な地域福祉推進員の対応策とともに、自治会未加入者への地域福祉活動の啓発強化が必要とされています。
(2) 福祉意識の向上のための取組	学校の福祉教育への協力のほか、授業外での体験学習の充実が求められています。
(3) 福祉活動を担う人材の育成	ボランティア養成講座の募集方法や研修後、活動に結びつく支援等が必要とされています。また、ボランティア活動に関する地域ニーズの発掘を進めるとともに、ボランティア活動の未経験者を活動参加等に結び付ける対応が求められています。

基本目標 2 「充実した福祉サービスのあるまち」に係る評価

①市における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 地域福祉ネットワークの構築	引き続き、誰もが気軽に参加できる交流活動や相談、情報提供の場の充実が求められています。
(2) 地域における福祉サービスの充実	ファミリー・サポート・センターの更なる周知による利用者拡大が求められています。また、地域で健康づくりを支援する事業の地区別実施率に差があるため、実施率の低い地区への働きかけが求められています。
(3) 相談体制と情報提供の充実	あらゆる悩みごとの相談窓口である心配ごと相談や障がい者を各種サービスにつなげる真岡市障害児者相談支援センターの更なる周知が必要とされています。
(4) 福祉サービスの質的向上	介護施設利用者からの声を聞く介護相談員を介護事業所へ派遣する介護サービス適正実施指導事業の周知や利用促進が求められています。

②社会福祉協議会における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 地域福祉ネットワークの構築	地区社会福祉協議会の合同研修会等の交流の機会の拡大が求められています。また、ふれあい・いきいきサロンが開設されていない地区への開設促進が必要とされています。
(2) 地域における福祉サービスの充実	老人給食サービスの利用者増への対応強化と自治会等との情報共有による見守り活動の改善が求められています。また、要支援者の多様なニーズに対応するため、関係機関との連携強化が求められています。
(3) 相談体制と情報提供の充実	社協だよりの自治会未加入者への配布方法の検討が求められています。
(4) 福祉サービスの質的向上	地区社会福祉協議会の活動の更なる活性化に向けた対応が求められています。

基本目標3 「安全で安心して暮らし続けられるまち」に係る評価

①市における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 暮らしやすい住環境の整備	公共施設等のバリアフリー化の推進が求められています。また、障がい者福祉タクシーの未申請者に対する申請促進とともに、いちごタクシー（デマンドタクシー）、コトベリー号（コミュニティバス）の利用状況等に応じて運行内容の改善が求められています。
(2) 安心して暮らせる環境の整備	避難行動要支援者への支援体制の更なる強化が求められています。また、交通事故が増加傾向にある高齢者に対する交通安全意識の啓発をはじめ、消費生活に関する情報の更なる周知や防犯パトロールの強化等が必要とされています。
(3) 市民一人一人の人権の尊重	社会福祉法人等が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が不十分な人等の保護・支援を行う法人後見事業の整備による成年後見制度の利用促進が求められています。また、虐待やDVに関する相談件数や複雑困難なケースの増加がみられる中で、関係機関との連携を図った支援強化が求められています。

②社会福祉協議会における取組評価

施 策	課題・求められるもの
(1) 暮らしやすい住環境の整備	福祉車両の増車の検討が必要とされています。
(2) 安心して暮らせる環境の整備	災害が発生した場合の安否確認を実施する職員が不足することへの対応とともに、事業所ごとの災害対応マニュアルの策定が必要とされています。
(3) 市民一人一人の人権の尊重	成年後見制度の市民への更なる周知とともに、日常生活自立支援事業における専門員の体制整備が求められています。

5 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

近年の社会情勢をはじめ、本市における統計データ、市民アンケート調査、評価結果を踏まえ、取り組むべき課題について整理すると、以下のように大別されます。

現状と課題 1 「助け合いの意識に関すること」

○近年では、東日本大震災を契機に、隣近所との絆の重要性が再認識される中、地域における助け合い、支え合いの意識の醸成が重要とされています。

○市民アンケート調査では、近所付き合いの希薄化がみられる一方、隣近所で支援を必要としている人に対して支援をしたいと思う市民の割合は多く、小圏域における福祉活動参加へのきっかけづくりが必要とされています。

○市民アンケート調査では、今後参加したいボランティア活動等について「地域の行事のお手伝い」、「環境美化に関する活動」が、ボランティア活動等に参加するための条件として「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」、「自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい」が上位となっている一方で、「参加したい活動はない」とする市民もあり、ボランティア活動に関する更なる情報の提供が求められています。

○市の取組においては、自治会加入率や老人クラブ数の低下に伴い、地域活動への参加者の減少が懸念されるため、今後も継続した活動ができるよう支援していくことや、福祉意識の向上のため、民生委員・児童委員活動をはじめとする地域福祉活動の更なる周知が必要です。また、社会福祉協議会の取組として、自治会未加入者への地域福祉活動の啓発強化をはじめ、学校の福祉教育への協力やボランティア活動の更なる活性化が求められています。

このような課題を踏まえ、

「共に助け合い、支え合うまち」づくり

が必要とされています。

現状と課題 2 「福祉サービスに関すること」

○近年では、超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの推進と生活困窮者への支援が重要とされています。

○市民アンケート調査では、地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の認知度は低く、更なる周知が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、福祉サービスに関する情報発信が求められており、特に福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供が必要とされています。

○市民アンケート調査では、今後充実してほしい市の取組として、「高齢者、障がい者の入所施設の整備」、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」等があり、市民の多様な福祉ニーズに対応した地域における福祉サービスの充実が求められています。また、社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、気軽に相談できる福祉総合相談の実施、老人給食サービスや福祉車両の貸し出し等、在宅福祉サービスの推進が必要とされています。

○市民アンケート調査では「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」を不安に感じる市民は多く、健康・生きがいづくりにつながる施策の充実が求められています。

○市の取組においては、引き続き、交流活動や相談、情報提供の場である地域福祉活動基盤の充実や各種相談窓口等の福祉サービスに関する周知が求められており、社会福祉協議会の取組においては、地区社会福祉協議会の交流機会の拡大等地域ネットワークの強化が課題として挙げられています。また、地域の実情にあわせた活動を展開するため、中圏域（真岡地区、山前地区、大内地区、中村地区、二宮地区）ごとに設置されている地区社会福祉協議会への更なる支援が課題として挙げられています。

このような課題を踏まえ、



「充実した福祉サービスのあるまち」づくり

が必要とされています。

現状と課題 3 「安全安心に関すること」

○近年、全国各地で大きな災害が発生している中、災害に対する市民の意識は高まっており、特に災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対し、平常時から地域で支援方法について話し合うことが重要とされています。

○市民アンケート調査では、災害に関する意識が高まる一方で、防災訓練の参加率は低い等、地域の防災訓練への参加促進等の災害時に備えた平常時からの取組が必要とされています。

○本市の取組においては、引き続き、公共施設等のバリアフリー化を推進すること、また、公共交通の運行内容の改善をはじめ、交通事故が増加傾向にある高齢者に対する交通安全意識の啓発や消費生活に関する情報の更なる周知等、安心して暮らせる環境の整備が必要とされています。一方で、誰もが安心できる生活を送るために、虐待、DV防止に向けた関係機関との連携の強化や、成年後見制度等の情報提供、法人後見事業の整備による利用促進が課題として挙げられています。

○社会福祉協議会の取組においては、災害時に備えた対応の整備が求められています。



このような課題を踏まえ、

「安全で安心して暮らし続けられるまち」づくり

が必要とされています。

第3章 目指すべき地域福祉の姿

1 基本理念

本計画は、すべての人々が、思いやりと安心に満ちた生活環境の中で、みんな元気なまちづくりを進めていくことを目指します。

第2期計画では、第1期計画の取組を更に充実、発展させるため、その基本理念を継承し、より人と人とのつながりを大切にしながら、思いやりと安心に満ちた生活が送れるまちづくりを進めます。

**思いやりと安心に満ちた
みんな元気なまちづくり**



2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、第1期計画の趣旨を引き継いだ3つの基本目標を定め、地域福祉の普及・推進に努めていきます。

基本目標 1 共に助け合い、支え合うまち

地域福祉を推進していくうえでは、福祉意識の醸成と地域で共に支え合う仕組みづくりが基本的な土台といえます。そのために、市民一人一人の助け合い、支え合う意識の醸成とともに、自治会等の地域活動やボランティア活動の活性化とその活動を支える人材の育成を推進していきます。

基本目標 2 充実した福祉サービスのあるまち

福祉サービスを充実させていくためには、市民が多様な福祉ニーズや課題に応じた適切な福祉サービスが選択でき、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられることが重要となります。そのために、福祉サービスに関する情報提供を充実させるとともに、気軽に相談できる体制及び幅広い地域福祉ネットワークの構築を推進していきます。

基本目標 3 安全で安心して暮らし続けられるまち

市民が住み慣れたまちで安全で安心して暮らしていくために、防災対策をはじめ、住宅、交通、生活、防犯等の環境整備を図っていきます。また、市民一人一人の人権を尊重する支援を推進していきます。

3 計画の体系

【基本理念】
思いやりと安心に満ちた みんな元気なまちづくり



第2部 地域福祉計画

【基本目標 1】共に助け合い、支え合うまち

(1) 支え合いの仕組みづくり

地域の中での日頃からのあいさつ・声掛けによる近所のつながりの強化や支援が必要な高齢者、障がい者及び子育て中の親を地域で支援する活動を実施している地区の拡大を図り、地域の助け合い活動を推進します。

また、自治会や老人クラブ等の地域福祉活動を担う団体への支援を行います。

◆取組内容

1-(1)-① 地域の助け合い活動の推進	
取組の方向性	担当課・関連事業
○地域の中での積極的なあいさつ・声掛けを推進し、近所のつながりを強化するとともに、高齢者や障がい者、子育て家庭等日常的な支援を必要としている方に対しての隣近所等身近な助け合い活動を活性化します。	【いきいき高齢課】 ➢地域共助活動推進事業
1-(1)-② 地域の見守り体制の確保	
取組の方向性	担当課・関連事業
○民生委員・児童委員、関係機関・団体、行政、地域住民が協働して、子どもから高齢者まで日常の見守り活動を行います。	【いきいき高齢課】 ➢高齢者等見守りネットワーク事業 (地域福祉づくり推進事業)
	【児童家庭課】 ➢放課後児童健全育成事業
	【学校教育課】 ➢地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

1-(1)-③

自治会組織等への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○地域福祉活動の活性化や参加促進を図るため、最も身近な地域活動の拠点である自治会や老人クラブ活動への支援を行います。	【いきいき高齢課】 ➤老人クラブ支援事業
	【総務課】 ➤地域づくり事業
	【生涯学習課】 ➤地域コミュニティ事業 ➤地域公民館活動奨励費



(2) 福祉意識の向上のための取組

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉活動の更なる周知を図り、市民一人一人が地域福祉への理解と関心を高める取組を推進します。

また、高齢者や障がい者等への理解を深める福祉教育等を充実させ、市民の福祉意識の醸成を図ります。

◆取組内容

1-(2)-① 地域福祉活動の情報提供の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○地域福祉活動の必要性や活動事例を提供する手段を整備するとともに、広報紙やケーブルテレビ等を通じて広く周知します。	【社会福祉課】 ➢民生委員・児童委員（社会福祉協力員） 活動支援事業
	【情報システム課】 ➢真岡市ケーブルテレビ施設管理運営事業

1-(2)-② 福祉教育等の推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○学校や関係団体、地域が連携し、幼少期からの高齢者や障がい者、幼児等との交流事業や体験学習を実施します。また、子育て家庭や高齢者、障がい者への支援等についての学習機会を提供し、福祉の心の醸成を図ります。	【学校教育課】 ➢福祉教育の充実
	【生涯学習課】 ➢出前講座開設事業 ➢子どもふれあい事業

(3) 福祉活動を担う人材の育成

ボランティア参加のきっかけづくりや情報発信等によるボランティア活動の活性化が求められていることから、地域福祉に関わる人材養成講座への参加促進やNPO、ボランティア団体の発足に向けた相談等の支援に取り組みます。

◆取組内容

1-(3)-① 地域の多様な人材の育成	
取組の方向性	担当課・関連事業
○地域活動を担うリーダーをはじめとする多様な人材の育成のため、養成講座等を実施します。また、実施団体を支援します。	【社会福祉課】 ➢手話奉仕員養成支援事業
	【いきいき高齢課】 ➢認知症サポーター養成講座
	【安全安心課】 ➢消費生活リーダー養成講座受講生助成事業
	【生涯学習課】 ➢家庭教育オピニオンリーダー養成事業 ➢親学習プログラム指導者養成事業 ➢女性教育指導者養成事業
1-(3)-② NPO、ボランティア活動の活性化	
取組の方向性	担当課・関連事業
○ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、市民活動推進センター「コラボレもおか」の機能充実を支援します。	【安全安心課】 ➢市民活動推進センター運営事業

基本目標 1 における数値目標

施 策	指 標 名	基準年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 33 年度)
(1) 支え合いの 仕組みづくり	地域共助活動推進事業実施区数	4 区	30 区
	地域福祉づくり推進事業実施区数 (高齢者等見守りネットワーク事業)	17 区	30 区
	放課後児童クラブ数	17 クラブ	18 クラブ
(2) 福祉意識の向 上のための取 組	民生委員・児童委員(社会福祉協力員) 活動のPR回数	1 回	3 回
	ケーブルテレビ加入世帯数	3,535 世帯	4,940 世帯
	出前講座数	144 講座	150 講座
	子どもふれあい事業実施区数	54 区	60 区
(3) 福祉活動を担 う人材の育成	認知症サポーター養成講座受講者数	8,764 人	12,000 人
	家庭教育オピニオンリーダー会員数	24 人	30 人
	市民活動推進センター登録団体数	210 団体	230 団体



【基本目標2】充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムを推進し、地域福祉ネットワークを構築します。また、誰もが気軽に参加できる交流活動や相談、情報提供の場である地域福祉活動基盤の充実を図ります。

◆取組内容

2-(1)-① 地域福祉活動基盤の充実	
取組の方向性	担当課・関連事業
○子育て家庭や高齢者等、誰もが身近なところで様々な活動に参加できるよう地域福祉活動の基盤整備を図り、交流活動や相談、情報提供の場を充実し、市民同士の自主的な支え合いの活動を支援します。	【健康増進課】 ➢ まちなか保健室事業
	【いきいき高齢課】 ➢ シルバーサロン事業
	【児童家庭課】 ➢ 幼稚園地域子育て推進事業
	【三つ子の魂育成推進室】 ➢ 子育て支援センター事業 ➢ 地域子どもすくすく元気事業
2-(1)-② 地域包括ケアシステムの構築	
取組の方向性	担当課・関連事業
○高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができ、福祉サービスを利用することができるよう地域包括ケアシステムの構築を図ります。	【いきいき高齢課】 ➢ 生活支援体制整備事業 ➢ 総合相談支援事業 ➢ 認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業

(2) 地域における福祉サービスの充実

今後充実してほしい市の取組として、市民の多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスの充実が求められており、妊娠期から子育て期にわたるまでのニーズに対して、総合的支援を提供するワンストップ拠点としての子育て世代包括支援センターやファミリー・サポート・センターの利用者拡大等による子育て支援の充実をはじめ、高齢者、障がい者、生活困窮者等に向けた施策の充実に取り組みます。

また、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」を不安に感じる市民が多くみられるため、高齢者等の健康・生きがいつくりにつながる施策に取り組みます。

◆取組内容

2-(2)-① 社会福祉協議会支援の強化

取組の方向性	担当課・関連事業
○社会福祉協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。	【社会福祉課】 ➢社会福祉協議会運営支援事業

2-(2)-② 子育て支援の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○「三つ子の魂子育てプラン」に基づき、子育て世代包括支援センター及び子育て支援センターの機能充実、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター利用者の拡大、地域サロンの支援強化等、地域における子育て支援の充実を図ります。また、子育て支援センター整備を推進します。	【健康増進課】 ➢子育て世代包括支援センター事業
	【児童家庭課】 ➢ファミリー・サポート・センター事業 ➢放課後児童クラブ
	【三つ子の魂育成推進室】 ➢子育て支援センター運営事業 ➢子育て支援センター整備推進事業
	【生涯学習課】 ➢放課後子ども教室事業

2-(2)-③

高齢者福祉施策の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○「真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防ボランティアの育成やシルバーサロン事業の充実等、地域における介護予防の推進や生きがいづくりの推進を図ります。	【いきいき高齢課】 ➤地域福祉づくり推進事業 ➤シルバーサロン事業

2-(2)-④

障がい者施策の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○「真岡市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス基盤の充実を図ります。また、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行う相談支援事業を、より総合的・専門的な体制にすることで、地域の相談支援事業者等の相談機関との連携の強化が行えるよう、真岡市障害児者相談支援センターの機能強化を図ります。	【社会福祉課】 ➤障がい者相談支援事業

2-(2)-⑤

健康づくりの推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○「健康増進計画（真岡市健康21プラン）」に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健サービスの充実を図ります。	【健康増進課】 ➤地域健康づくり推進事業

(3) 相談体制と情報提供の充実

身近なところでの相談窓口の充実や福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供ができるよう、積極的なアウトリーチ※による相談体制の充実とともに、広報紙をはじめとする情報提供の更なる充実に取り組みます。

◆取組内容

2-(3)-① 相談体制の充実	
取組の方向性	担当課・関連事業
○積極的なアウトリーチを行い、気軽に相談できる体制を構築するとともに、各種福祉サービスにつなげられるよう相談窓口と各機関との連携を強化します。	【健康増進課】 ➢乳児家庭全戸訪問事業
	【社会福祉課】 ➢民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業 ➢障がい者相談支援事業 ➢生活困窮者自立支援事業
	【いきいき高齢課】 ➢包括的支援事業
	【児童家庭課】 ➢家庭相談事業

2-(3)-② 情報提供の充実	
取組の方向性	担当課・関連事業
○広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスの情報が得られるよう提供を行うとともに、関係機関や団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。	【社会福祉課】 ➢意思疎通支援事業
	【秘書課】 ➢広報紙発行事業 ➢市ホームページ開設事業 ➢行政情報番組放送事業

※アウトリーチとは・・・

英語で「手を伸ばす」ことを意味し、社会福祉分野では、事業実施機関が潜在的な利用者等に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のことです。

(4) 福祉サービスの質的向上

利用者の立場に立った福祉サービスの提供や、質の向上を図るため、介護サービス適正実施指導事業や福祉サービス第三者評価制度※の更なる周知、利用促進等による、サービス提供事業者への支援等に取り組みます。

◆取組内容

2-(4)-① 福祉サービス従事者の質の向上

取組の方向性	担当課・関連事業
○多様化、複雑化する相談に対し、相談業務等福祉サービスに従事する者が専門性を発揮し、質の向上を図れるよう、各種研修等への参加、または、福祉サービス事業者への各種研修等の周知を積極的に行います。	【社会福祉課】 ➢民生委員・児童委員（社会福祉協力員） 活動支援事業
	【いきいき高齢課】 ➢地域密着型施設事業所実地指導

2-(4)-② 福祉サービス事業者との連携の強化

取組の方向性	担当課・関連事業
○福祉サービス事業者が様々な事例等を共有し、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応することができるよう、情報共有や意見交換の場を設け、事業者との連携を強化します。	【社会福祉課】 ➢障がい者相談支援事業 ➢包括的支援事業

2-(4)-③ 福祉サービス事業者への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○福祉サービス利用者の不満、苦情の解消や利用者の声をサービス事業者に伝える相談員の派遣や、事業者に対し、福祉サービス第三者評価制度等、福祉サービスの質の向上へつなげる制度等を広く周知し、利用促進を図ります。	【いきいき高齢課】 ➢介護サービス適正実施指導事業

※福祉サービス第三者評価制度とは・・・

福祉サービス事業者が提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度です。

基本目標 2 における数値目標

施 策	指 標 名	基準年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 33 年度)
(1) 地域福祉ネット ワークの構築	まちなか保健室での健康相談実施延べ 日数	156 日	667 日
	シルバーサロン延べ利用者数	8,107 人	12,000 人
	幼稚園地域子育て推進事業実施幼稚園 等数	11 ヶ所	11 ヶ所
	地域子どもすくすく元気事業実施区数	11 区	17 区
(2) 地域における 福祉サービスの充実	ファミリー・サポート・センター会員 数	286 人	395 人
	地域福祉づくり事業(ミニデイホーム) 実施区数	47 区	59 区
	基幹相談支援センター設置数	—	1 ヶ所
	地域健康づくり事業実施区数	87 区	123 区
(3) 相談体制と情 報提供の充実	乳児家庭訪問率	99.8 %	100 %
	生活困窮者自立支援事業(就労支援事 業)就労割合	2.2 %	10.0 %
	生活困窮者自立支援事業(学習支援事 業)利用人数	38 人	50 人
(4) 福祉サービスの 質的向上	介護サービス適正実施指導事業実施事 業所数	16 ヶ所	34 ヶ所

【基本目標3】安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 暮らしやすい住環境の整備

高齢者や障がい者、子育て家庭等、誰もが安心して、快適な日常生活を営むとともに、自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加できるよう、生活道路や公共施設のバリアフリー化を進めたまちづくりをしていきます。

また、いちごタクシー（デマンドタクシー）、コットベリー号（コミュニティバス）、高齢者や障がい者等の移動支援を図るための老人福祉タクシー、障がい者福祉タクシーの利用を促進します。

◆取組内容

3-(1)-① バリアフリーのまちづくりの推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○高齢者や障がい者、子育て家庭等を含むすべての市民が住みやすいまちづくりを目指し、道路、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	【関係各課】 ➢公共施設等整備事業
	【建設課】 ➢道路整備事業

3-(1)-② 利用しやすい交通環境の整備

取組の方向性	担当課・関連事業
○いちごタクシー（デマンドタクシー）やコットベリー号（コミュニティバス）の利用を促進するとともに、高齢者や障がい者の移動支援の充実を図ります。	【社会福祉課】 ➢障がい者福祉タクシー助成事業 ➢障がい者移動支援事業
	【いきいき高齢課】 ➢老人福祉タクシー事業
	【企画課】 ➢公共交通ネットワーク整備事業

(2) 安心して暮らせる環境の整備

平常時からの災害時に対する備えとして、避難行動要支援者への支援体制の更なる強化に取り組みます。

また、交通事故が増加傾向にある高齢者に対する交通安全意識の啓発をはじめ、消費生活に関する情報の更なる周知や防犯パトロールの強化等に取り組み、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

◆取組内容

3-(2)-① 災害時避難行動要支援者への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿の更新等を行うとともに、個別の避難支援計画の策定に向け、地域と情報を共有します。	【社会福祉課】 ➢避難行動要支援者対策事業

3-(2)-② 地域の防災活動への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○地域における自主防災活動を行う自主防災組織の育成を行うとともに、災害時における地域住民の協力体制の確立と意識の高揚を図るため、地域で行う防災避難訓練の実施を支援します。	【安全安心課】 ➢自主防災組織育成事業 ➢土砂災害防災避難訓練事業 ➢防災避難訓練事業

3-(2)-③ 地域の交通安全・防犯・消費生活活動への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○子どもや高齢者等、交通弱者の交通事故や犯罪、消費生活におけるトラブルを防止するため、地域における交通安全、防犯、消費生活活動に対する支援を行います。	【安全安心課】 ➢安全安心の地域づくり推進事業 ➢交通安全啓発事業 ➢防犯パトロール事業

(3) 市民一人一人の人権の尊重

認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人等に対応し、成年後見制度の利用促進や障害者差別解消法の普及・啓発に取り組みます。

また、男女共同参画の推進とともに、虐待や DV に関する相談件数や複雑困難なケースの増加がみられるため、関係機関との連携を図った支援強化に取り組みます。

◆取組内容

3-(3)-① 権利擁護事業の普及と啓発

取組の方向性	担当課・関連事業
○判断能力が十分でない人等が地域において自立して生活できるよう、成年後見人制度について広く周知するとともに、利用等についての相談窓口を充実します。地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握に努めます。また、障害者差別解消法についての周知等を図ります。	【社会福祉課】 ➢成年後見制度利用支援事業（障がい者） ➢障害者差別解消法の普及啓発
	【いきいき高齢課】 ➢権利擁護事業 ➢成年後見制度利用支援事業（高齢者）

3-(3)-② 男女共同参画の推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○男女が共にあらゆる分野の地域活動に参加することができるよう、男女共同参画についての情報紙の発行や地域座談会、講演会、セミナー等を実施し、普及・啓発を図ります。	【生涯学習課】 ➢男女共同参画社会づくり事業

3-(3)-③

虐待、DVの防止

取組の方向性	担当課・関連事業
○虐待やDV防止に向けた啓発活動を充実するとともに、児童、高齢者、障がい者の虐待防止に向けた相談体制と関係機関との連携を強化し、早期発見・対応の充実を図ります。	【健康増進課】 >乳児家庭全戸訪問事業
	【社会福祉課】 >障がい者虐待防止対策事業
	【いきいき高齢課】 >高齢者虐待防止対策事業
	【児童家庭課】 >児童虐待防止対策事業 >家庭相談事業 >婦人相談事業 >DV相談カード配布事業



基本目標 3 における数値目標

施 策	指 標 名	基準年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 33 年度)
(1) 暮らしやすい 住環境の整備	バリアフリー化された市有建築物の割合	50.0 %	54.1 %
	障がい者福祉タクシー交付者数	632 人	752 人
	老人福祉タクシー交付世帯数	731 世帯	809 世帯
(2) 安心して暮らせ る環境の整備	土砂災害防災避難訓練実施数 (累計)	5 回	11 回
	防災避難訓練実施数 (累計)	8 回	14 回
	自主防犯活動実施団体数	40 団体	70 団体
(3) 市民一人一人の 人権の尊重	障害者差別解消法に関するPR回数	—	3 回
	男女共同参画地域座談会実施回数	6 回	20 回
	児童虐待件数	19 件	10 件



第3部 地域福祉活動計画

【基本目標1】共に助け合い、支え合うまち

(1) 支え合いの仕組みづくり

近所付き合いの希薄化や自治会等の活動への参加が十分ではない状況がみられているため、多様な主体の参画による定期的な協議の場を設置し、地域連携体制の強化を図るとともに、市民同士が身近な地域で気軽に集える交流の場づくりを支援します。

◆取組内容

1-(1)-① 地域の連携体制の強化

取組の方向性	関連事業
○地縁組織関係者、医療関係者、介護関係者、行政職員、社会福祉協議会職員等が共に協議できる場を設置し、地域ニーズの解決に向けた関係者の連携体制を強化します。	➤生活支援体制整備事業

1-(1)-② 支え合いとふれあいの場づくりの推進

取組の方向性	関連事業
○市民同士が気軽に集える地域の交流の場“サロンづくり”の更なる推進を図ります。	➤ふれあい・いきいきサロン事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- あいさつ、声かけ、見守り活動を積極的に実施しましょう。
- 地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。
- 隣近所で支援が必要な方の情報を共有しましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 自治会等の活動内容の充実や周知による会員の増加に努めましょう。
- 地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践してみましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

(2) 福祉意識の向上のための取組

近所付き合いの希薄化や地域活動の参加者の減少傾向がみられることから、学校や保育所、福祉施設等と連携し、福祉教育の充実を図るとともに、ボランティアの派遣等により、地域イベントの支援を行い、地域活動の活性化を図ります。

◆取組内容

1-(2)-① 福祉教育の充実

取組の方向性	関連事業
○学校や保育所等と連携し、福祉教育の充実を図ります。また、障がい者との交流や福祉施設でのボランティア活動の場を提供し、福祉への理解と意欲を高めます。	➢福祉教育推進事業：小学生（ふれあい体験講座等） ➢福祉教育推進事業：中高生（ボランティアスクール等） ➢おじいちゃん保父事業

1-(2)-② 地域の福祉活動への支援

取組の方向性	関連事業
○ボランティア派遣等、地域のイベントの支援を行い、地域福祉活動を活性化します。	➢ボランティア登録及び派遣事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- 家庭内や隣近所同士で地域福祉について話し合ってみましょう。
- 広報紙等に掲載されている地域活動に目を向け、自分に何ができるか考えましょう。
- 地域や関係団体、行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 地域の現状や地域が抱える福祉等の課題について話し合う機会をつくりましょう。
- 地域福祉活動の周知について、積極的に活動内容を発信する等、主体的に関わりましょう。
- 学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実しましょう。

(3) 福祉活動を担う人材の育成

ボランティア参加のきっかけづくりや情報発信等によるボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア養成講座の充実をはじめ、ボランティアセンター機能の充実や地域福祉を展開する人材の確保に取り組みます。

◆取組内容

1-(3)-① ボランティア養成講座の開催

取組の方向性	関連事業
○地域における多様なニーズに対応するため、ボランティア養成講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 傾聴ボランティア養成事業 ➢ 手話ボランティア養成事業 ➢ 点字ボランティア養成事業 ➢ 音訳ボランティア養成事業

1-(3)-② ボランティアセンター機能の充実

取組の方向性	関連事業
<p>○市内のボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を推進します。また、ボランティア団体が自主的に活動できるよう様々な支援を行います。また、ボランティア活動に関する相談に応じます。</p> <p>○地域の生活課題に密着した小地域での福祉活動等、幅広い分野で行われているボランティア・市民活動を活性化するために、ボランティアセンターの連携、連絡・調整機能を更に強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ボランティア登録及び派遣事業 ➢ ボランティア団体支援事業 ➢ ボランティアセンター情報共有事業

取組の方向性	関連事業
○地域住民と社会福祉協議会をつなぎ、地域の実情に合わせた福祉活動を展開する人材の育成と全区への設置を図ります。	➤真岡市地域福祉推進員事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- 地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、理解を深めましょう。
- ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 地域の市民誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。
- 自治会活動等、地域の役員（リーダー）は幅広い人材登用を図りましょう。
- ボランティアセンターを積極的に活用しましょう。



【基本目標2】充実した福祉サービスのあるまち

(1) 地域福祉ネットワークの構築

地域における多様な福祉課題に対応するためには、地域における支え合いの活動の展開とその実施主体の連携を強化する必要があります。そのため、地域福祉活動の実施主体の交流の場を設け、連携の強化を図ります。

◆取組内容

2-(1)-① 地区社会福祉協議会の機能充実

取組の方向性	関連事業
○より身近できめ細かな地域福祉活動が展開できるよう、地区社会福祉協議会の機能の強化及び地区社会福祉協議会間の連携の強化を図ります。	➤地区社会福祉協議会支援事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- 近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけましょう。
- サロン活動やサークル活動に積極的に参加しましょう。
- まずは隣近所のネットワークをつくりましょう。
- 自治会の活動や交流事業に積極的に参加しましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 地域に必要なネットワーク機能を検討し、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。
- 地域の自主的な活動の周知に努めましょう。

(2) 地域における福祉サービスの充実

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、気軽に相談できる相談事業の実施や福祉サービスに関する情報の発信、老人給食サービス事業等の在宅福祉サービスの充実が求められています。住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、見守り活動の充実や障がい者への支援や当事者団体への支援、生活困窮者の自立に向けた支援の充実を図ります。

◆取組内容

2-(2)-① 見守り活動の充実	
取組の方向性	関連事業
○地域の見守り拠点との連携強化とともに、地域において支援が必要な人の見守り活動の推進を図ります。	➤老人給食サービス事業

2-(2)-② 生きがいづくりやふれあい活動の推進	
取組の方向性	関連事業
○家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等が地域で生きがいをもって生活できるよう、気軽に集える場の提供や当事者団体への支援の充実を図ります。	➤生きがいデイサービス事業 ➤真岡市老人クラブ連合会支援事業

2-(2)-③

要支援者への日常的な支援の充実

取組の方向性	関連事業
○障がい者等要支援者の自立と社会参加を支援するサービスの提供や当事者団体への支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ➢真岡市こども発達支援センターひまわり園（児童発達支援事業、放課後デイサービス事業）運営事業 ➢就労継続支援真岡さくら作業所運営事業 ➢地域活動支援センター運営事業 ➢さくら作業所・地域活動支援センター合同収穫祭開催事業 ➢真岡市肢体不自由児者父母の会支援事業 ➢真岡市身体障害者福祉会支援事業 ➢真岡市母子寡婦福祉会支援事業 ➢真岡市知的障がい者育成会支援事業

2-(2)-④

低所得世帯への支援の充実

取組の方向性	関連事業
○低所得世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう自立に向けた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ➢愛の基金交付事業 ➢緊急食料等給付事業 ➢歳末たすけあい募金配分事業 ➢真岡市社会福祉金庫貸付事業 ➢生活福祉資金等貸付事業 ➢善意銀行運営事業 ➢生活困窮者自立相談支援事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

○市や社会福祉協議会の保健や福祉の計画に興味をもち、どのような施策が展開されているか理解し、計画の推進に協力しましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

○市や社会福祉協議会の保健や福祉の計画、地域の課題について話し合い、地域で必要なサービス（インフォーマルサービス※等）の創出に取り組みましょう。

○インフォーマルサービスをフォーマルサービスにつなげるための連携体制を構築しましょう。

※インフォーマルサービスとは・・・

家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置付けられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用されます。

(3) 相談体制と情報提供の充実

社会福祉協議会の今後充実してほしい活動・支援として、福祉サービスに関する情報発信の充実と気軽に相談できる福祉総合相談の充実が求められているため、各種相談の充実と地域福祉の広報・啓発活動の充実を図ります。

◆取組内容

2-(3)-① 各種相談の充実

取組の方向性	関連事業
○気軽に相談できる相談窓口と専門性を持った相談窓口を設置し、多様化している相談事への相談体制の強化を図ります。	➢相談支援事業所ひまわり（指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）運営事業 ➢心配ごと相談事業 ➢無料法律相談事業

2-(3)-② 地域福祉の広報・啓発活動の充実

取組の方向性	関連事業
○広報・啓発事業を充実させ、地域住民が求める情報の提供に加え各種事業や地域福祉活動の周知を行い、市民の福祉意識の向上と具体的活動へ参加の促進を図ります。	➢広報事業（ホームページ、広報紙「社協だより」発行） ➢啓発事業（真岡市社会福祉大会）

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- 一人で悩まず相談してみましょう。
- 地域の民生委員・児童委員や介護相談員等の専門員、行政等の相談窓口を知りましょう。
- 行政や社会福祉協議会、地域から発行される情報紙に目を通しましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めましょう。
- 自治会活動等の地域の情報を積極的に発信しましょう。

(4) 福祉サービスの質的向上

地域福祉推進のための財源の確保等、運営基盤の強化に取り組み、地域住民の要望等を取り入れた質の高い活動を目指します。

◆取組内容

2-(4)-① 運営基盤の強化

取組の方向性	関連事業
○地域福祉推進のための財源となる基金の造成、募金の確保に努め、充実した事業推進を図るとともに、社会福祉協議会活動の支援者の拡大を図ります。	➢わたのみ基金運営事業 ➢社会福祉協議会会員の拡大 ➢赤い羽根共同募金事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

○福祉サービスや制度について興味をもち、内容の理解を深めましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

○利用者に分かりやすい情報提供に努めるとともに、サービスの質の向上や職員の資質・専門性の向上に努めましょう。

○県や市、社会福祉協議会で実施する各種研修会等へ積極的に参加しましょう。

○利用者の声の把握・集積に努め、より良いサービス提供体制を構築しましょう。

【基本目標3】安全で安心して暮らし続けられるまち

(1) 暮らしやすい住環境の整備

在宅福祉の支援や地域広場の利用促進に取り組み、暮らしやすい住環境づくりを推進します。

◆取組内容

3-(1)-① 在宅福祉の支援

取組の方向性	関連事業
○各種貸出事業を充実し、障がい者等の積極的な社会参加を支援します。	➢福祉車両及び車いす等貸出事業

3-(1)-② 地域広場の利用促進

取組の方向性	関連事業
○地域の広場等が快適に利用できるよう、また、利用促進を図るための環境整備に努めます。	➢子どもの遊び場整備助成事業及びベンチ設置事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- 通行に支障がある等、地域や関係機関へ情報提供をしましょう。
- 地域で困っている人がいたら、声をかけてみましょう。
- 地域の環境美化に努めましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 地域の交通環境や既存の公共施設等、危険な箇所について把握し、市等への情報提供や地域で可能な改善策に取り組みましょう。
- 地域の環境美化活動を活性化しましょう。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

災害発生時に迅速な支援行動がとれるよう、平常時から災害ボランティアセンター運営訓練の実施や関係機関との連携体制の強化を図ります。

◆取組内容

3-(2)-① 災害時における連携体制の強化

取組の方向性	関連事業
<ul style="list-style-type: none">○関係機関等と連携し、災害時を想定した災害ボランティアセンター運営訓練等、災害時におけるボランティア派遣体制の整備・充実を図ります。○災害時における近隣市町村社会福祉協議会との連携体制を確保します。	<ul style="list-style-type: none">➢真岡市災害ボランティア支援委員会運営事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- 日頃から防災、防犯に対する意識を深めましょう。
- 地域の防災・防犯活動に参加しましょう。
- 見守り・声かけを積極的に行いましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 自主防災防犯組織の充実に努めましょう。
- 避難行動要支援者の情報を地域で共有し、市民や関係機関との協力体制を築きましょう。
- 下校時等、子どもたちの見守りや防犯パトロールを強化しましょう。

(3) 市民一人一人の人権の尊重

市民誰もが、本人の意思及び人格を尊重された中で、安心した生活が送れるよう権利擁護事業を推進します。

◆取組内容

3-(3)-① 権利擁護事業の推進

取組の方向性	関連事業
○認知症高齢者等の判断能力が不十分な人等が安心した生活が送れるよう、権利擁護事業の推進を図ります。	➤日常生活自立支援事業 ➤法人後見事業

◆市民や地域に期待する役割

市民に期待する役割

- お互いの人権を尊重しましょう。
- 権利擁護や成年後見制度、人権について知識を深めましょう。
- 見守り・声かけを積極的に行いましょう。

地域・市民団体・事業者等に期待する役割

- 不安を抱えている人に相談窓口を紹介しましょう。
- 権利擁護や成年後見制度等が必要な人の情報を関係機関等に提供しましょう。
- 虐待防止等、地域の見守り活動を強化しましょう。

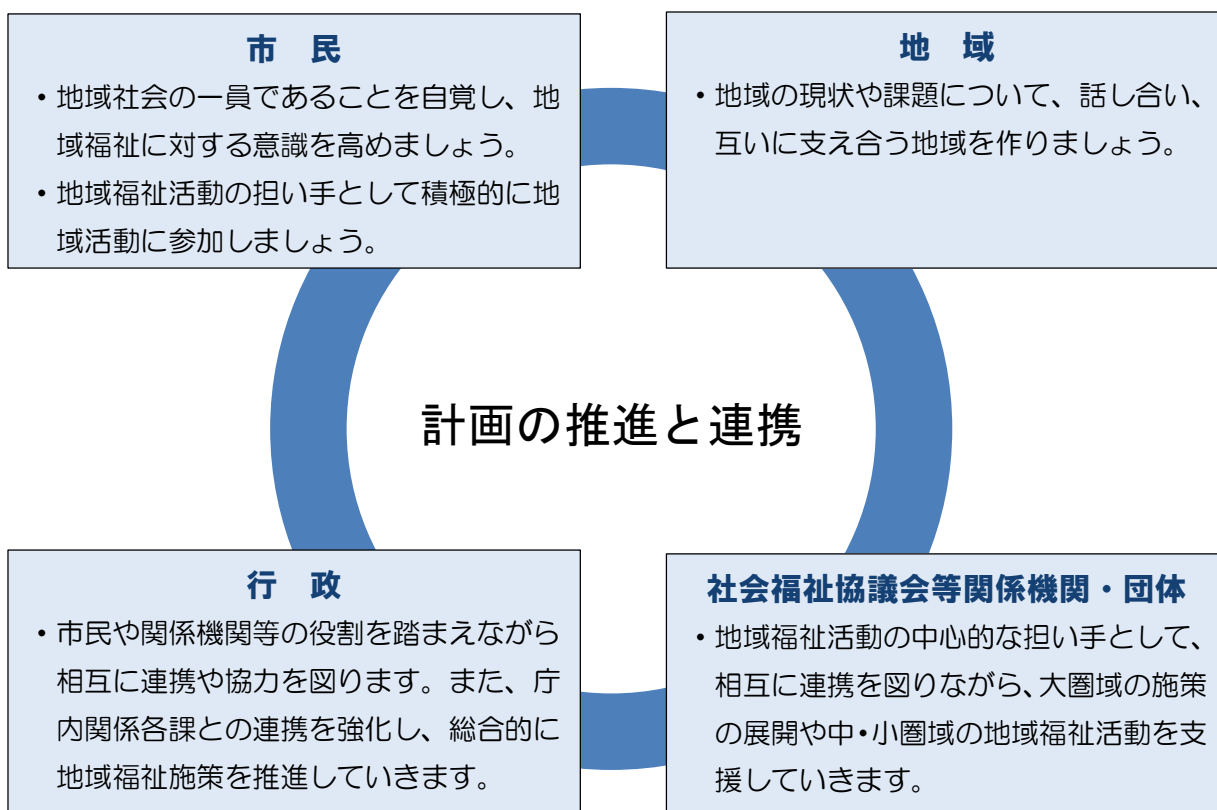
第4部 計画の推進

1 計画の推進及び連携体制

地域における生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化する一方で、少子高齢化に代表されるような地域社会の変容や社会福祉費の増大、これから起こりうる新たな社会問題等、福祉行政が抱える課題をどのように地域で解決できるかが重要になっています。

また、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れる社会を実現するため、市民や自治会等の地域、社会福祉協議会等の関係機関・団体、行政等がそれぞれ担う役割を明らかにし、相互の連携や協働により本計画を推進します。

【計画の推進と連携体制】



2 計画の周知

本計画は、地区社会福祉協議会等の関係機関へ配布するとともに、概要版を全世帯に配布します。また、市及び社会福祉協議会のホームページに掲載し、幅広く周知活動を行います。

3 計画の点検・評価機関の組織化と進行管理

本計画の効果的な展開を図るため、計画の進行状況についても、市や社会福祉協議会だけではなく市民の代表や関係機関の代表で構成する組織を立ち上げ、評価を行います。

市においては、「真岡市地域福祉計画策定委員会」、社会福祉協議会においては「真岡市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、市民の参画による点検・評価を実施します。また、計画の推進に関わる事業について、内部点検・評価を実施します。

計画の進行管理については、PDCA サイクルを活用し、各種施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

【PDCA サイクルのイメージ】

必要に応じ、本計画の見直しを行う。



真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する。

内部機関での各種施策の点検・評価後、策定委員会（外部評価機関）にて評価する。

市民、自治会、地区社会福祉協議会、市、社会福祉協議会等が計画に取り組む。

資料編

1 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 28 年 6月 20 日～ 7月 4 日	市民アンケート調査実施	■18 歳以上の市内在住者対象 3,000 名実施
7月 21 日	第 1 回真岡市地域福祉計画庁 内検討委員会専門部会	■地域福祉計画の概要について ■地域福祉計画の今後の進め方について ■現行計画の進捗状況の確認について
8月 2 日	第 1 回真岡市地域福祉計画庁 内検討委員会	■地域福祉計画の概要について ■地域福祉計画の今後の進め方について ■現行計画の評価について
8月 3 日～4 日	第 1 回真岡市地域福祉活動計 画作業委員会	■地域福祉活動計画の概要について ■地域福祉活動計画の今後の進め方について ■現行計画の評価について
8月 24 日	第 1 回真岡市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画策定委員会	■地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ■地域福祉計画・地域福祉活動計画の今後の進め方 について ■現行計画の評価について
9月 16 日	第 2 回真岡市地域福祉計画庁 内検討委員会専門部会	■市民アンケート結果について ■地域福祉計画素案（総論）について
9月 26 日	第 2 回真岡市地域福祉活動計 画作業委員会	■計画の策定にあたって ■真岡市の地域福祉を取り巻く現状と課題 ■目指すべき地域福祉の姿
9月 30 日	第 2 回真岡市地域福祉計画庁 内検討委員会	■市民アンケート結果について ■地域福祉計画素案（総論）について
10月 19 日	第 2 回真岡市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画策定委員会	■市民アンケート結果について ■地域福祉計画・地域福祉活動計画（総論）につい て

年 月 日	会 議 名 等	内 容
11月11日	第3回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画素案総論の修正点について ■地域福祉計画素案各論について
11月24日	第3回真岡市地域福祉活動計画作業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉活動計画における施策の展開について ■計画の推進について ■資料編について
11月25日	第3回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画素案総論の修正点について ■地域福祉計画素案各論について
12月2日	第4回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画素案総論及び各論の修正点について
12月20日	第4回真岡市地域福祉計画庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画素案総論及び各論の修正点について
平成29年 1月13日	第3回真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画・地域福祉活動計画総論の修正点について ■地域福祉計画・地域福祉活動計画各論について
1月27日～ 2月17日	パブリック・コメントの実施	

2 各種委員会設置要綱等

(1) 真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、真岡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 保健、医療及び福祉に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 市民団体の代表者
- (6) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に掲げる報告を終えたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年告示第 67 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（ 2 ） 真岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案を策定するために、真岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （ 1 ） 活動計画の調査研究に関すること
- （ 2 ） 活動計画の案の策定に関すること
- （ 3 ） 前 2 号に掲げるもののほか活動計画の案の策定に関し必要と認める事項

（組織）

第 3 条 策定委員会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- （ 1 ） 学識経験者
- （ 2 ） 社会福祉関係団体の代表者
- （ 3 ） 保健、医療及び福祉に関係のある者
- （ 4 ） 教育に関係のある者
- （ 5 ） 市民団体の代表者
- （ 6 ） 公募に応じた者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、活動計画の案の策定までとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を統括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画の案を策定したときは、会長に報告するものとする。
この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(作業委員会)

第8条 策定委員会に、活動計画の策定に関して住民の意見を直接反映させるため、真岡市地域福祉活動計画作業委員会（以下「作業委員会」という。）を置く。

2 作業委員会は、委員24名以内をもって組織する。

3 作業委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

4 作業委員会の会議は、作業委員長が招集し、その議長となる。

5 作業副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 作業委員会は、必要と認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び見識を有する者のうちから会長が委嘱する。

(策定委員会及び作業委員会の庶務)

第10条 策定委員会及び作業委員会の庶務は、社協で処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会及び作業委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

【真岡市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿】

NO	選出区分	氏名	備考
1	学識経験者	豊田 雅晴	芳賀保護区保護司会
2	社会福祉関係団体の代表者	保坂 享	真岡市民生委員児童委員協議会
		柳田 耕太	
3		浅井 光二	真岡市老人クラブ連合会
4		馬場 滋子	真岡市女性団体連絡協議会
5		佐藤 和夫	真岡市ボランティア連絡協議会
6		塩野 純子	真岡市地域奉仕団
7		大塚 宏	真岡市身体障害者福祉会
8		佐護 操	真岡市知的障がい者育成会
9		北向 弘子	真岡市肢体不自由児父母の会
10		原口 久子	真岡市母子寡婦福祉会
11	保健、医療及び	小松崎 和子	芳賀郡市医師会真岡支部
12	福祉に関係のある	小島 義則	介護保険施設代表
13	者	関上 佳代子	児童養護施設代表
14	教育に関係のある	吉住 正行	真岡市小中学校校長会
15	者	加藤 太	真岡市PTA連絡協議会
16	市民団体の代表者	指 民男	真岡市自治会連合会
17		中川 悦男	真岡市地域公民館連絡協議会
18		苅部 圭子	真岡人権擁護委員協議会真岡市部会
19		福村 新一郎	真岡市消防団
20		大瀧 陽子	真岡市婦人防火クラブ
21	公募に応じた者	亀田 孝義	公募
22		一木 初枝	公募
23		潮田 里子	公募
24		穂山 浅子	公募
25		中山 眞理子	公募

(順不同、敬称略)

【真岡市地域福祉活動計画作業委員会名簿】

NO	氏名	備考
1	海老原 悦郎	真岡地区社会福祉協議会（自治会）
2	関口 文男	真岡地区社会福祉協議会（民生委員）
3	法村 信一	真岡地区社会福祉協議会（民生委員）
4	大塚 勝三	山前地区社会福祉協議会（自治会）
5	藤井 義智	山前地区社会福祉協議会（民生委員）
6	指 民男	大内地区社会福祉協議会（自治会）
7	柳田 正男	大内地区社会福祉協議会（民生委員）
8	篠崎 正一	中村地区社会福祉協議会（自治会）
9	森永 勝武	中村地区社会福祉協議会（民生委員）
10	石崎 達	二宮地区社会福祉協議会（自治会）
11	穴戸 明	二宮地区社会福祉協議会（民生委員）
12	沼生 ヤス子	真岡市地域福祉推進員（真岡地区）
13	中里 絹代	真岡市地域福祉推進員（山前地区）
14	手塚 定男	真岡市地域福祉推進員（大内地区）
15	法師人 健一	真岡市地域福祉推進員（中村地区）
16	須藤 典子	真岡市地域福祉推進員（二宮地区）
17	飯野 スミ	真岡市精神障害者家族会
18	柳 路子	栃木県立真岡北陵高等学校

（順不同、敬称略）

(3) 真岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 真岡市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、基本となるべき事項について検討するため、真岡市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の素案を作成し、これを真岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成22年告示第47号）に規定する真岡市地域福祉計画策定委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は健康福祉部長をもって充て、委員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 市が策定する各計画との整合性を専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。

3 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長には社会福祉課長、副部会長には社会福祉課社会福祉係長、部会員には別表第2に掲げる課にあって、計画に特に関係する所属の職員をもって充てる。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

8 専門部会は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年訓令第 6 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長、市民生活部長、産業環境部長、建設部長、教育次長、企画課長、総務課長、情報システム課長、安全安心課長、健康増進課長、いきいき高齢課長、児童家庭課長、社会福祉課長、三つ子の魂育成推進室長、商工観光課長、農政課長、建設課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第 2（第 6 条関係）

企画課、総務課、情報システム課、安全安心課、健康増進課、いきいき高齢課、児童家庭課、社会福祉課、三つ子の魂育成推進室、商工観光課、農政課、建設課、学校教育課、生涯学習課
--

真岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）

平成 29 年 3 月発行

真岡市 健康福祉部 社会福祉課
〒321-4395
栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL : 0285-81-6943
ホームページ：
<http://www.city.moca.tochigi.jp/>

真岡市社会福祉協議会
〒321-4305
栃木県真岡市荒町 110 番地 1
真岡市総合福祉保健センター内
TEL : 0285-82-8844
ホームページ：
<http://moka-shakyo.jp/>

